



2020年5月14日（最新更新 2021年11月29日）

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

はじめに

1. 本ガイドラインの目的

- 感染を最大限防ぎながら、Jリーグを再開する
 - 国民や地域の活力に貢献する
 - クラブ、リーグの事業継続を実現する
- その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す
- 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す
- Jリーグは本ガイドラインを公式メディアに公表し、Jクラブは本ガイドラインを遵守した活動を公式メディアなどに公表し、感染対策をひろく訴求する

2. 本ガイドラインの範囲

- [プロトコル1](#)：感染予防と、感染への対処
- [プロトコル2](#)：情報開示
- [プロトコル3](#)：Jクラブの活動段階と、公式検査
- [プロトコル4](#)：サッカーのトレーニング
- [プロトコル5](#)：チームの移動、宿泊
- [プロトコル6](#)：無観客での試合開催
- [プロトコル7](#)：制限付きの試合開催
- [付属文書](#)

3. 本ガイドラインの運用状況

- プロトコル1、2は、2020年3月上旬から運用開始
- プロトコル3～7は、2020年6月の実行委員会、理事会で承認された

4. 本ガイドラインの制定手続き

- 本ガイドラインは、Jリーグ実行委員会の審議を経て、Jリーグ理事会の決裁によって制定する

- 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
 - 日本プロ野球機構（以下、NPB）・Jリーグの専門家チーム・地域アドバイザー（*）
 - JFA 技術委員会、医学委員会
- 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする
 - Jクラブの各担当（選手契約、運営、広報、事業、中継制作）
 - チームドクターチーム会
 - 日本プロサッカー選手会
- 本ガイドラインの改正
 - 重要な事項または方針に関わる改正は、Jリーグ実行委員会の審議を経て、Jリーグ理事会の決議により、これを行う
 - 前項以外の改正は、新型コロナウイルス対策連絡会議（以下、専門家会議）の監修を得てJリーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

5. 本ガイドラインの有効期間

- Jリーグとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る

（*）NPB・Jリーグの専門家チーム・地域アドバイザー（敬称略）

専門家チーム	賀来 満夫	東北医科薬科大学医学部 感染症学教室 特任教授
	三鶴 廣繁	愛知医科大学大学院医学研究科 臨床感染症学 教授
	館田 一博	東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授
地域アドバイザー	高橋 聰	札幌医科大学医学部 感染制御・臨床検査医学講座 教授
	遠藤 史郎	東北医科薬科大学病院感染制御部 部長
	國島 広之	聖マリアンナ医科大学感染症学講座 教授
	遠藤 史郎	東北医科薬科大学病院感染制御部 病院教授
	掛屋 弘	大阪市立大学大学院医学研究科臨床感染制御学 教授
	大毛 宏喜	広島大学病院感染症科 教授
	泉川 公一	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床感染症学分野 教授

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル1：感染予防と、感染への対処

1 はじめに

本プロトコルは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、Jリーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本プロトコルは5月22日に専門家会議から頂いた『提言』（初版は2020年3月12日）に基づいて作成されています。

皆さんにはぜひ、個人防衛をお願いします。

選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さん、ファン・サポーターの皆さん、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。詳細は本プロトコルの前半部でご説明しております。

それでも感染を100%防ぐ手だけでは、残念ながらありません。

そこで集団防衛です。

「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいこう、ちょっと試合を観るだけだ」といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。

発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気をもつことを、是非お願いいたします。

またファン・サポーターの皆さんにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに行かない、という文化の醸成が求められています。

こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

I. 新型コロナウイルスへの理解

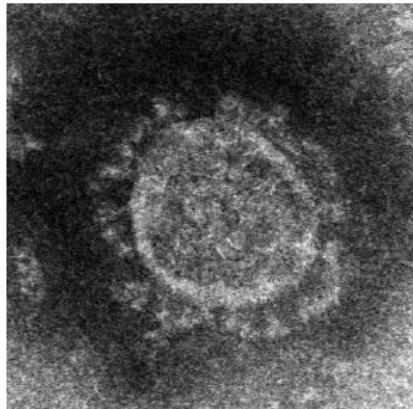
1. 病原体

- (1) コロナウイルスの一種であるSARS-CoV-2による感染症をCOVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ
- (2) ウィルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する
 - ・ 体内でウィルスが増殖すると症状が出る。また他の人に感染するようになる
 - ・ 症状が出るおよそ2日前から他の人の感染するのがこのウィルスの特徴
- (3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている。付着した状態で3

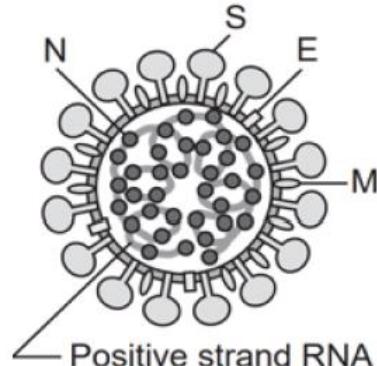
日間程度は感染力をもつとされる

- 多くの人が共通で触るものを減らすこと、または消毒することが重要
- 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要

図 1-1 病原体 SARS-CoV-2 動物由来のコロナウイルス



(国立感染症研究所)



エンベロープにある突起が王冠（ギリシア語でコロナ）のように見える。SARS の病原体（SARS-CoV-1）と同様に ACE2 をレセプターとしてヒトの細胞に侵入する。SARS-CoV-1 と同様に 3 日間程度は環境表面で安定と考えられる。

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 6.0 版』、p.5

(4) 参考：厚労省「『新型コロナウイルス』とは、どのようなウイルスですか。」

2. 感染経路

(1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）

- 通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じる
- 特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態（手が届く範囲）における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要

(2) 接触感染（手で触れることによる感染）

- 咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスがものの表面に付着し、手指などを介して粘膜（口、鼻、眼など）から侵入することにより感染が成立する
- ウイルスは条件次第では、環境中で 3 日間程度、感染性を保つ

(3) 参考：厚労省「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」

デルタ株の感染リスク（会話の距離、時間）

感染力が強いデルタ株は、従来株と同じ感染リスクにするためには、**従来株よりも距離が必要。**
また、半分以下の会話時間で同じ感染リスク

「15分間の通常会話（マスク無）で、感染リスクが同じになる距離」



「2mの距離の通常会話（マスク無）で、感染リスクが同じになる時間」



※理化学研究所ウイルス飛沫感染の予測に関する記者勉強会動画資料(2021年6月23日)第2版を基に作成
 ※本研究において従来株より2.5倍の感染力がある変異株としているものをデルタ株として表記
 8月20日東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料

注意：上記は従来株と比較したデルタ株の感染リスクの高さを示すものであり

記載の距離や時間を守れば感染しないことを示すものではありません

3. 潜伏期・感染可能期間

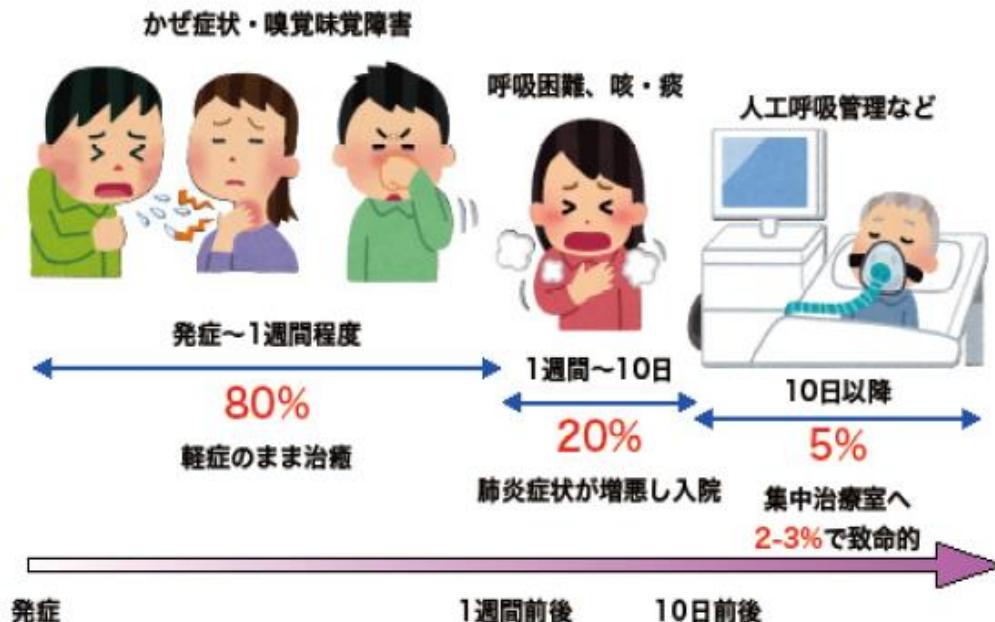
- (1) 潜伏期（ウイルスに感染してから症状ができるまでの期間）は1～14日間で、5日程度で発症することが多い
- (2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴
- (3) 発症から3～4週間、病原体遺伝子が検出されることはまれでない。ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない
- (4) 感染可能期間は発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられている
- (5) 血液、尿、便から感染性のあるSARS-CoV-2を検出することはまれである
- (6) 参考：厚労省「無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）から感染しますか。」

4. 年代と症状

- (1) 感染者のうち、8割は軽症又は無症状のまま治癒する。2割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度と言われている

- (2) 若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している [\(出典\)](#)

図2-1 新型コロナウイルス感染症の経過



*中国における約4万症例の解析結果を参考に作成 (Wu. JAMA 2020)。年齢や基礎疾患などによって、重症化リスクは異なる点に注意。

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第6.0版』、p.9

参考：厚労省 [国内の発生状況](#)

5. サッカーへの影響

(1) 感染者

- 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね10～14日間を要する（参考：[厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」](#)）
- [Jリーグ公式試合への復帰基準については、こちらを参照](#)

(2) 濃厚接触者（参考：[厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか。」](#)）

- 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、14日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない
- チームの中に多くの濃厚接触者がいると、クラブの活動全体が14日間停止する
- Jリーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる

(3) クラスター

- ・ クラブ内で5人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある
- ・ この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が2~3週間程度停止することがある
- ・ クラスター認定を受けた場合は、感染拡大を防ぐために積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる
- ・ Jリーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる

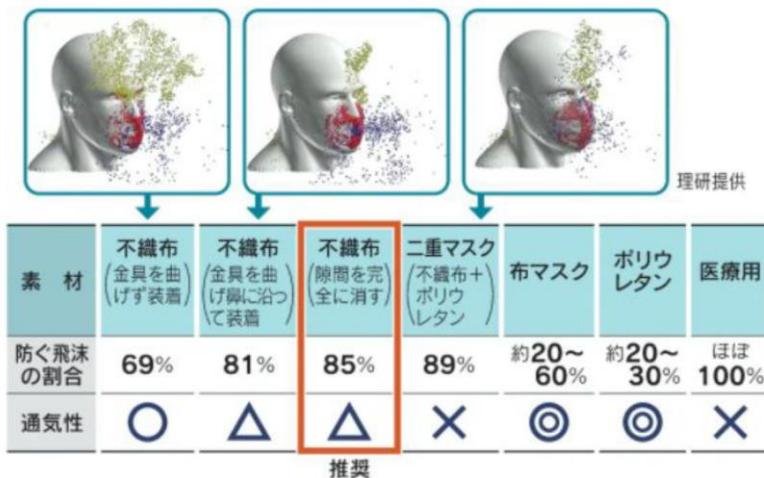
II. 感染を予防する

6. サッカー選手の予防

(1) 感染予防の習慣化

- ・ 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- ・ 外出時は常にマスク。マスクは不織布製で隙間なく着用することが望ましい（飛沫感染防止）
- ・ 咳エチケットを守る（他人にうつさない）
- ・ 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- ・ 口・鼻・目に不注意に触れない
- ・ 多くの人が共通して触れるモノ、触れる場所に注意 → 触れたら手洗い・手指消毒
- ・ マスク無しで近距離（1~2m程度）の会話は避ける
- ・ 移動先の感染状況を十分把握し、感染がまん延している区域へやむを得ず移動する際には、ワクチン接種済み、もしくは検査で陰性を確認してから移動することが望ましい

マスクについての知見が蓄積しつつある



不織布マスクを正しく着用することが飛沫を防ぐ確率が高い

(2) リスク行動を減らす

- ・ 外食は慎む（家族・同居者との外食は可）。とくに5人以上の外食はリスクが高い
- ・ カフェでの会話も、できるだけマスクをつけて
- ・ 外食する場合、感染対策を施した認証店を利用する
- ・ 3つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所へは出向かない
- ・ スポーツジムは、多人数が室内で呼気が激しくなる運動を行うため危険

（参考）感染リスクが高まる5つの場面(3) サッカーのトレーニング → 詳細はプロトコル4へ

- ・ できるだけ感染リスクの低い移動方法を選ぶ
- ・ ミーティング、更衣室、シャワー等は、換気をよくし、社会的距離をとり、可能な限り短時間で済ませる
- ・ 複数の人が同じモノに触れる機会を減らす。タオル、飲水ボトル、シャンプー等の共用を避ける

(4) 体調記録・行動記録の作成 → 詳細はこちら

- ・ 毎日の体調と行動を記録し、定期的にクラブに提出する
- ・ 感染予防行動がとれていることの確認
- ・ 「陽性」や「濃厚接触」のとき、影響範囲を調べるために行動記録が必要

7. 感染を注意すべき関係者

(1) 選手だけでなく、スタッフ、ご家族・同居人の方など、クラブ全体の予防に努める

トップチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
アカデミーチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
スクール	スクール生、普及コーチ、及びその家族・同居人
フロント	クラブの役員、職員、及びその家族・同居人
施設	ホームスタジアムやトレーニング施設の役員、職員及びその家族・同居人
試合運営	ボランティア、警備、売店などのスタッフ、及びその家族・同居人
チームバス	運転手

(2) 告知、啓発、協議を通じて、サッカーに関連する人々にひろく予防を呼びかける

- ・ メディア
- ・ 中継制作スタッフ
- ・ ファン・サポーターへの告知、啓発

8. もっと知りたい方へのお薦め

『新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）』	厚生労働省
----------------------------	-------

<u>「3つの密を避けましょう！」</u>	首相官邸、厚生労働省
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」	首相官邸、厚生労働省
「正しい手洗い方法」	厚労省（動画）
「マスクの正しい着け方」	厚労省（動画）
<u>「新しい生活様式」の実践例</u>	厚生労働省
<u>「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント</u>	厚生労働省

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



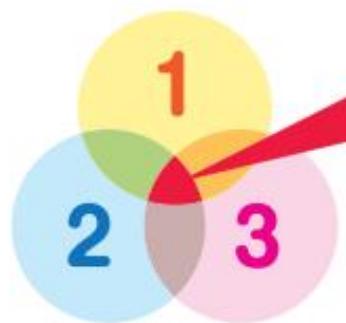
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



III. 毎日の検温、体調報告、行動記録

9. 対象範囲

トップチームの選手及びチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を、必ず実施する

10. 毎日の健康チェック

コロナウイルス感染の徴候がないか毎日確認し、少しの変調でもクラブに報告する

- (1) 体温測定：起床直後・就寝前等、決まった時間での体温記録
- (2) 問診表チェック：咳。喉の痛み、違和感。頭痛。体のだるさ。味や匂いの異常など
- (3) データの管理、モニタリング
 - ・ クラブに担当者において、全員のデータを毎日モニタリングする
 - ・ チームドクターやトレーナーと連携する
 - ・ 別途、関係者へ案内しているアラートシステムを活用する

11. 毎日の行動記録

- (1) コロナ下でサッカー活動を継続するために、毎日の行動記録がきわめて重要
 - ・ 感染や濃厚接触が起きたときに、当事者以外で誰を隔離すべきか、判断する材料となる
 - ・ 保健所にすぐに提出することで、濃厚接触者の指定に協力する
- (2) 感染リスクのある行動をとったかどうかを記録する。ポイントとなるのは、
 - ・ 食事の取り方
 - ・ マスクなし会話の有無（家族・同居人以外との）
 - ・ 外出の有無（チーム TR、試合を除く）
 - ・ 県境を超えての移動の有無
- (3) クラブは選手、スタッフから週に一度以上、行動記録の提出を受け、内容を確認する
 - ・ リスク行動が多い選手・スタッフとは、解決方法を協議する
- (4) 参考：[行動記録の例](#)

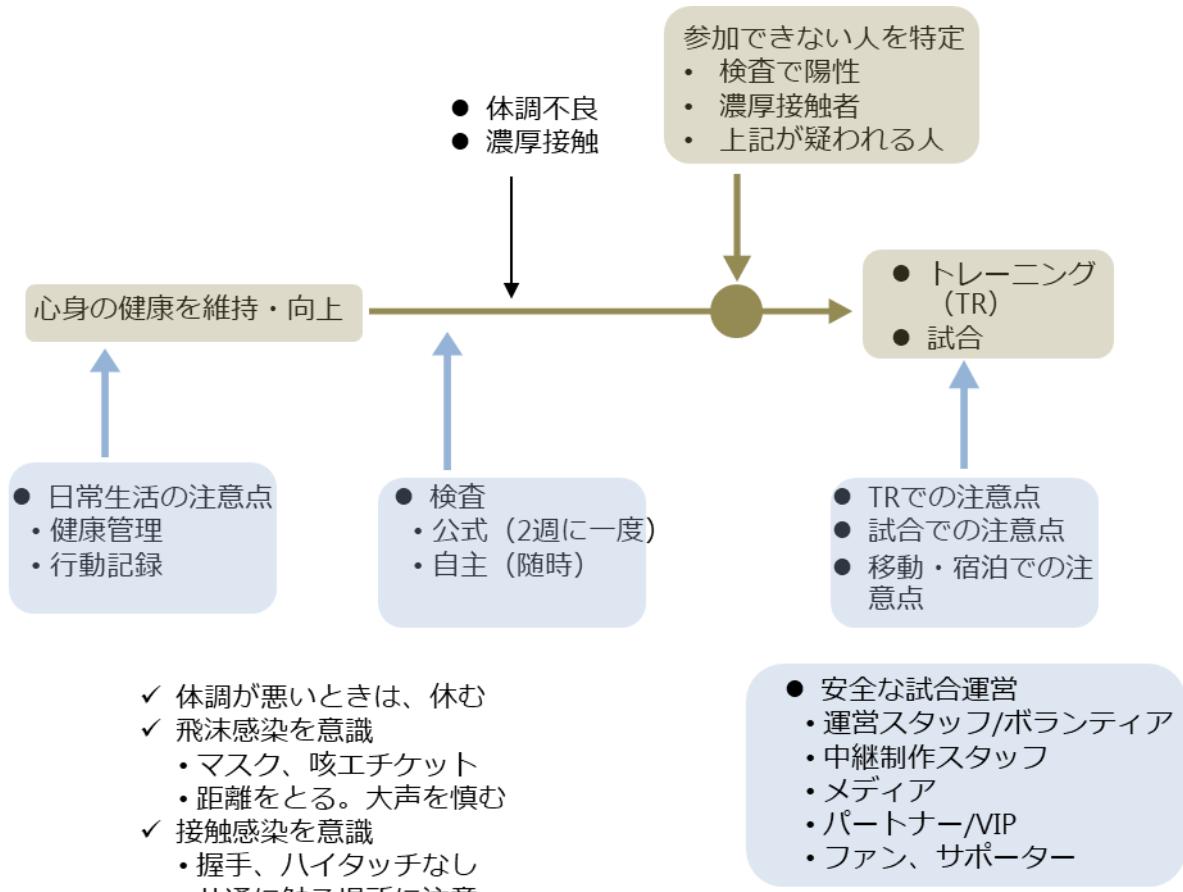
IV. 安全を確保しながら、活動を継続する

12. 優先順位

- (1) 選手、オフィシャル、関係者、観客、社会の安全を最優先する
 - ・ 国や自治体の指導に従う（社会の感染状況に応じた判断を行う）
 - ・ NPB と共同で委嘱する感染症の専門家チーム・地域アドバイザーの助言を受ける
 - ・ 自らを健康に保つ（健康管理、行動記録、PCR 検査など）

- 観客や社会の安全に貢献する
- (2) 出来る限り予定通り公式戦を実施できるよう、最大限努力する
- 地域に根ざしたサッカーチームは、スポーツの社会的使命の一翼を担っている
 - Jリーグ/Jクラブの存続が「豊かなスポーツ文化の振興」に資する
- (3) お客様と一緒に公式戦を実施できるよう、最大限努力する
- Jリーグ試合は、ファン・サポーターに支えられている

13. コロナ下での活動図



14. 公式試合を予定通り開催する

- (1) 陽性（含む、判定保留）判定を受けた選手はただちに自主隔離する（A）
- 試合、チームトレーニングに参加しない
- (2) 保健所による濃厚接触指定を受けた選手は自主隔離する（B）
- 試合、チームトレーニングに参加しない
 - クラブの練習場を個人で利用することを、保健所に相談してよい（クラブハウスは使用しない）

- (3) 保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者を指定する (C)
- 2,020年7月以降、複数の事案で各所の保健所から示された判断をもとに、リーグと専門家会議が協議して定めた基準を次項に示す（基準は2021年9月7日改定）
- (4) (A) (B) (C) の該当者を除いたうえで、リーグ指定のオンライン検査を実施し、試合を開催することを原則とする
- 試合開催可否の決定はチアマンが行い、当事者クラブはこの決定に従う
 - Jリーグ及び当事者クラブによる事前協議を実施することがある
関連ガイドライン 「プロトコル3 45.オンライン検査実施の基準」
- (5) 上記に関わらず1クラブ内に同時に複数（3人以上）の感染者が出た場合は、専門家チーム・地域アドバイザーに相談のうえ、試合開催可否を検討する

15. 暫定的な濃厚接触疑い者に関するJリーグ基準

- (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の3日前以降の接触を確認する
- (2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、
- 通訳とその担当選手
 - 寮で同室
- (3) マスクなしで、2メートル以内、24時間以内に累積で15分以上会話した者
- (4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者
- 陽性となった者が、マスクを着けずに累積15分以上会話をしたときに2メートル以内にいた者。ただしパーテーション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい
- (5) マッサージ等の施術を行った者・受けた者のいずれかが、下記の1つ以上該当する場合
- 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった
 - 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった
 - 施術した者が、施術ごとにタオル交換を行っていなかった
 - 施術した者が、器具消毒を行っていなかった
 - こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかつた
- (6) 陽性となった者が発症日の5日前以降に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触疑い者とみなす。ただし、下記の条件のいずれか1つでも満たしていれば濃厚接触疑い者から外してよい
- お互いの距離が2メートル以上離れていた
 - 各席がパーテーションで区切られていた
 - 黙食をしていた

V. 有事対応(陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い)

16. 有事での心構え

- (1) 新型コロナウイルスはいつ誰が感染しても不思議でない病気。ゆえに感染した人やクラブには見舞いをもって接するべきで、非難し禁忌するのはきわめて不適切
- (2) 2020年6月以降、日本だけでなく欧州でも、感染拡大を防ぎながらトップレベルのサッカーリーグを実施できている
- (3) 陽性判定、試合直前の発熱などの有事の際も、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行する。相互信頼に基づいて、公式試合を継続していく
- (4) 上記に関わらず1クラブ内に同時的に複数（3人以上）の感染者が出た場合は、専門家チーム・地域アドバイザーに相談のうえ、慎重に判断する

17. 陽性判定への対応（一覧）

- (1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する
- (2) 地域やクラブ内の感染拡大を防ぐ
 - ・ 行動履歴の整理と保健所との協議
 - ・ クラブ内感染状況の確認（自主スクリーニング PCR検査の検討）
- (3) 公式試合を予定通り開催する方向で調整する
 - ・ Jリーグ、関係クラブ、自治体、スタジアム等との協議・調整
- (4) 広報対応、ステークホルダー対応
- (5) クラブの感染防止体制の再チェック

18. 陽性判定時のアクション（例）

- (1) 初動
 - ・ 感染者を隔離する（感染拡大防止）
 - ✓ 公式検査「判定不能」の場合も、感染者として処遇する
 - ・ クラブ内で情報共有（チームドクターを含む）
 - ・ 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認
 - ・ 保健所へ届け出（担当医から）
 - ✓ 公式検査「判定不能」の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する
 - ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する
 - ・ Jリーグ検査センターへ報告
- (2) 感染者の治療：保健所の指示に従う
 - ・ 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ病院の紹介など全面的

に協力する

- (3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する
 - ・ 濃厚接触者は保健所の指示に従い14日間自主隔離する。検査を受けることもある
- (4) 施設の消毒：保健所の指示に従う
- (5) スクリーニング検査
 - ・ クラブ内に感染が広がっていないかを確認する検査で、実施が推奨される
 - ・ 実施にかかる費用はクラブ負担とする
 - ・ PCR検査もしくは抗原定量検査での実施が望ましいが、試合会場への移動前に発熱者が出ていた場合など、Jリーグがオンライン検査用に配布している抗原定性検査キットを緊急的に使うことができる
 - ✓ Jリーグがオンライン検査用に配布している抗原定性検査キットを緊急的に使う場合は、事前にJリーグの承認を得るものとする。また、検査キットの実費および追加キットを送るための送料はクラブ負担となる。
 - ✓ 自主スクリーニング検査を実施した場合も、保健所による濃厚接触者指定が試合に間に合わない場合は、Jリーグ独自の基準で濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと
 - ✓ 自主スクリーニング検査を実施した場合も、プロトコル3に定めるオンライン検査の受検対象となった場合は、必ず実施しなければならない
- (6) Jリーグの役割
 - ・ クラブの対応を支援
 - ・ 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア
 - ・ メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など）
- (7) 公式試合実施に向けた調整
- (8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡
- (9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける

19. 疑い症状などへの対応

(1) 試合直前事案

事例	対応
○ 遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する
○ 家族・同居人が陽性になった	2) 本人を検査することを、検討する
○ 家族・同居人が濃厚接触者になった	3) Jリーグに連絡し、行動記録に基づいて、濃厚接触疑い者を指定する
○ 数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった	4) 本人と濃厚接触疑い者を除いて試合を実施する

(2) 選手、チームスタッフに直接関わる事案

事例	対応
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	1) 検査結果が出るまでは自主隔離する 2) 陰性の場合、活動継続でよい
選手、チームスタッフが体調不良で、医師からPCR検査不要と診断された	1) 発症日から数えて7日間、自主隔離する 2) 医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、待機期間を短縮してよい → 症状解消を確認して復帰など
選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	1) 重要事象報告フォームに入力する 2) 保健所の指導に従う

(3) 近親者や知人との関係

事例	対応
家族・同居人が陽性になった	1) 自主隔離し、保健所の指導に従う
<input type="radio"/> 数日前に会食した人が陽性になった <input type="radio"/> 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1) 自主隔離し、保健所の指導に従う 2) 濃厚接触者に指定されず、また症状がなければ、活動継続でよい
<input type="radio"/> 家族・同居人が濃厚接触者に指定された <input type="radio"/> 配偶者〔子供〕が検査を受ける。同僚〔同級生〕が陽性になったため	1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日2日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する
家族・同居人の体調不良が判明した	1) 新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2) 同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレーニング、移動、試合を行う場合は、当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 3) 抗原定性検査で陰性の場合はトレーニングや試合出場は継続可能とする 4) 抗原定性検査のタイミングの目安 <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング：トレーニング前後（2回） ・ 試合への移動日：移動前 ・ 試合日：キックオフ3時間前と試合終了（※オンライン検査実施の場合は除く） 5) 選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確

	<p>定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング時のクラブハウスの利用は控える ・ 遠征時の食事はチームとは別にする ・ 遠征時の部屋は1人部屋とする ・ 希望があった場合は、同居人に対しても抗原定性検査の機会を提供することを推奨する
○家族・同居人が有症状で PCR 検査を受検した	<p>1) 検査結果が判明するまで上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 2) 陰性の場合、活動継続でよい</p>
○家族・同居人が体調不良で医師から PCR 検査不要と診断された	<p>1) 診断までは上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 2) 活動継続でよい</p>
無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	<p>1) 活動継続でよい</p>
入国後 14 日間の隔離を済ませていない訪日者との面会・同居	<p>1) 面会時にマスクをしていれば自主隔離は不要 2) 入国後 14 日間は同居を避ける</p>

20. 陽性判定からの復帰

(1) 厚生労働省の基準 [\(参考：厚労省公式サイトを見る\)](#)

	厚生労働省による例示	メモ
有症状	発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症日を 0 日目としてカウント ・ たとえば 2 日目に軽快すれば、10 日目に検査なしで退院可能
	症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症日を 0 日目としてカウント ・ たとえば 2 日目に軽快し、3 日目、4 日目に検査して陰性確認すれば退院可能
無症状	検体採取日から 10 日間経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検体採取日を 0 日目としてカウント
	検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検体採取日を 0 日目としてカウント ・ 6 日目、7 日目に陰性結果を得れば、7 日目に退院可能

(参考)

退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）	厚生労働省、2021 年 2 月 25 日
退院の取り扱いに関する質疑応答集（Q&A）について	厚生労働省、2021 年 2 月 25 日

(2) 国が定める退院基準を満足した者の、現場復帰

- 公式検査で陰性を得ることが試合エントリーの条件となる
- 自主検査で陰性を得て、エントリー資格認定委員会に申請する道もある
- 自主検査はPCR検査および抗原検査（定量）を可とする
- 退院直後は陽性が出やすいという例もでているため、国が定める基準を満足し保健所の承認のもと退院した者は、自主検査で陰性を得て、エントリー資格認定委員会への申請をもってエントリー資格を獲得することができる

(参考) 各検査の特徴

新型コロナウイルス感染症 病原体への指針より（厚生労働省）P15

検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者 (症状消退者含む)	発症から 9日目以内	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
	発症から 10日目以降	◎	◎	— (※3)	◎	◎	— (※3)	△ (※2)	△ (※2)	×
無症状者		◎	— (※3)	◎	◎	— (※3)	◎	— (※4)	— (※4)	×
想定される主な活用場面		•検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心で実施。 •大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡単な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。	•検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 •検査法によっては、無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。	•目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 •現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。						

※1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)

※3：推奨されない。(—)

※4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。

*：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

21. 陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合

感染拡大等による保健所業務のひつ迫に伴い、令和3年6月4日付「感染拡大地域の積極的疫

学調査における濃厚接触者の特定等について」に基づき、万が一保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査に遅れが生じる、または十分に行えないことが明らかな場合は、以下の(1)～(3)の対応を推奨する。なお、いずれの場合も、自主隔離期間中に保健所による判断があった場合は、保健所の指示に速やかに従う

- (1) 15. 「暫定的な濃厚接触疑い者に関するJリーグ基準」に該当する者は自主隔離を行う
- (2) 別紙「保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表」に記された厚生労働省の基準に該当する者は14日間自主隔離のうえ健康観察を実施する
- (3) (1)に該当するが(2)に当てはまらない者は以下①～③の要領で健康観察と検査のもと段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする
 - ① 隔離期間中の自主検査
 - ・ 1日目から7日目まで毎日抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）を実施する
 - ・ 3日目と7日目はPCR検査を行う
 - ② 隔離期間中のトレーニング
 - ・ 1日目～2日目はフェーズ1（在宅での個人トレーニング）とする
 - ・ 3日目のPCR検査で陰性の場合、フェーズ2（在宅外の個人トレーニング）とする
 - ・ 7日目のPCR検査で陰性の場合、8日目からフェーズ4-②（チームトレーニング）を可とする
 - ③ 解除の条件
 - ・ 自主隔離期間に無症状の場合は、7日目のPCR検査の陰性結果をもって8日目から隔離を解除する
 - ・ 自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となった場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う

(3)に該当する場合

自主隔離期間中の対応	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8～14日目
隔離								復帰
健康観察	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
検査・自主抗原定性	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	－
検査・自主PCR	－	－	実施	－	－	－	実施	－
トレーニング			フェーズ1			フェーズ2		フェーズ4-②
試合エントリー						不可		可能

(参考) 保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表

項目		基準	72時間以降、48時間以前	48時間以降、隔離迄
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	—	14日間
	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	J		7日間
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	—	14日間
	2m以内、マスク無し、15分以上、パーテーション等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者	J		7日間
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	—	14日間
	5日前以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーテーションで区切られていた ・黙食をしていた	J	7日間 ※5日前以降、隔離迄を対象とする	
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚		14日間
	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつける施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者	J		7日間
その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者(例えば、通訳とその担当選手・寮で同室)	J		7日間

厚:厚生労働省が定める濃厚接触者基準 J:暫定的な濃厚接触疑い基準

VI. 重要事象報告(Jリーグと専門家チームへの報告・相談)

22. 重要事象報告

Jクラブは下記の内容が生じた場合、所定のフォームに従いリーグ宛に重要事象を報告する。

(1) 2021年9月21日以降の運用

目的	<ul style="list-style-type: none"> 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する クラブから専門家チーム、リーグに相談する
報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> 陽性診断を受けた 濃厚接触者指定を受けた 検査を受ける(受検前、受検後)
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> Jリーグ規約47条に記載されている者 <ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 実行委員、運営担当および広報担当等 ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えら

	れるクラブ関係者 • 来場者（陽性診断のみ）
--	---------------------------

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル2：情報開示

VII. 情報開示の考え方

23. 情報開示にあたって

(1) 感染症法が要請する情報開示

- ・ 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です
- ・ 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください

(2) 都道府県による情報開示

- ・ 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16条）
- ・ その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4条、16条）
- ・ 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- ・ 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています
 - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
 - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
 - ✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC 所属）

(3) 個人名は原則非公開とします

- ・ 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- ・ 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- ・ Jクラブが保健所による積極的疫学調査（同 15条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- ・ 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります



- ・従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連係することが求められます

VIII. 情報発信の基準。発信例

24. 基準

- (1) Jリーグは、各回のJリーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです
 - ・検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他
 - ・陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数）
- (2) Jリーグ/クラブ等は、関係者が公式検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、その事実を速やかに発表します。ただし、Jリーグがエントリー予定者に対して行うオンライン検査については、26.「Jリーグが指定するオンライン検査に関する公表」に記載のとおり、試合後に医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が診断された場合や、オンライン検査の直後に行うPCR検査の結果が陽性判定であった場合に限り、その事実を速やかに公表します
 - ・プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。
 - ・発表する範囲は、原則として公式検査の対象となる関係者です。詳細は次項をご参照ください。発表時のひな型は、別に示します
- (3) Jリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します
- (4) Jリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります

25. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	トップチームの選手	<ul style="list-style-type: none"> ・所属クラブが発表する
2	アカデミー、女子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> ・発表の有無は、所属クラブが決定する ・学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する
3	クラブの役職員、コーチングスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・所属クラブが発表する

	フ、契約スタッフ	
4	Jリーグ担当審判員	・ JFAが発表する
5	Jリーグの役職員	・ Jリーグが発表する
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整した上で決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整した上で決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある ・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する
9	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない

26. 感染に関する発表の例

(1) 発表項目チェックリスト

- ・ 属性（クラブとの関係、立場）
- ・ 経過・症状
 - ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）
 - ✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関A」「医療機関B」、とする（匿名でOK）
 - ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）
 - ✓ PCR検査日、陽性判定日
 - ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）
 - ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）
- ・ 発症2日前～発表日までの行動履歴（TR参加等）
- ・ 感染経路について判明していること
 - ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を供にした、など
- ・ 関係者の状況、容体
 - ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は

- ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
- ✓ クラブの活動停止など
- 保健所、自治体との連携状況
 - ✓ 施設消毒の実施状況
 - ✓ 濃厚接触者の調査状況
- 今後について
 - ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み
 - ✓ 活動停止スケジュールなど

27. Jリーグが指定するオンサイト検査に関する公表基準

(1) オンサイト検査の予告

- 「陽性診断」もしくは「陽性判定」が1名以上発生した理由で、オンサイト検査を実施する場合、該当クラブは、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表する際に、直近の公式試合がオンサイト検査の対象であることを併記します。

記入例)

(中略) なお、X月X日(X)に行われるJリーグ第X節XXX戦において、試合当日のキックオフ3時間前にJリーグ新型コロナウイルス感染症対応オンサイト検査を実施し、これまで定めていたエントリー可能な要件に加え、オンサイト検査で陰性判定を得た選手・スタッフのみが当日の試合にエントリー可能となります。

- 試合前日からキックオフ3.5時間前までに「37.5度以上の発熱や、感染が疑われる症状」が出た場合も、オンサイト検査の実施対象となりますが、陽性診断や検査の判定が下る前の状況であることから、オンサイト検査の対外公表は必須としません。
- 自クラブが検査対象でない限り、対戦クラブによる対外公表は不要です。

(2) オンサイト検査の結果

- オンサイト検査で陰性判定を得た者がエントリーリスト人数である13名に満たず試合の中止が決定された場合、Jリーグ・検査実施クラブ（主管クラブが別の場合は主管クラブ）で内容を調整のうえ、試合の中止の理由がオンサイト検査である旨を公表します。
- オンサイト検査で陰性判定を得られない者が出ても、試合の中止に至らない場合、オンサイト検査の結果をただちに公表することは推奨しません。
- 試合後、速やかに医療機関を受診し、診断結果を受けて新型コロナウイルス感染症の罹



患が判明した場合には、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表します。

- また、オンサイト検査の受検者は、判定結果にかかわらず、試合後にただちに PCR 検査を受検します。オンサイト検査で陰性判定を得られなかった場合でも、試合後の 2 回の PCR 検査で、2 度とも「陰性判定」であった場合、罹患者として扱わず、次の試合へのエントリーが認められます。PCR 検査で「陽性判定」であった場合は、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表します。

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル3: Jクラブの活動段階と、公式検査

IX. 8つの活動段階

再開フェーズ	概要	判断基準
1	在宅での個人トレーニング <ul style="list-style-type: none"> 選手はそれぞれ自主隔離している クラブの練習場を閉鎖している 	クラブが自主判断 <ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体による外出自粛要請がある等
2	練習場での個人トレーニング <ul style="list-style-type: none"> クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング クラブハウスは使用しない 	クラブが自主判断 <ul style="list-style-type: none"> 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている等
3	グループ分けしてのトレーニング <ul style="list-style-type: none"> クラブの練習場で、少人数のグループに分かれてトレーニング クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う 	クラブが自主判断 <ul style="list-style-type: none"> 国による緊急事態宣言が解除されている 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、問題がないと確認できる
4	チームトレーニング <ul style="list-style-type: none"> チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手はJクラブに限定） 	クラブが自主判断 <ul style="list-style-type: none"> フェーズ2又は3の開始日から14日以上経過し、チームの感染状況が悪化していない 地域の感染状況が悪化していない
4-②	チームトレーニング（交流期） <ul style="list-style-type: none"> チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手のJクラブ限定を解除） 	リーグが判断 <p>フェーズ4-②はJリーグで決定します。2020年9月24日より適用します。</p>
5	無観客での試合開催	リーグとクラブが協議して決定 <ul style="list-style-type: none"> 国「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ②以降で、自治体もスポーツ開催を容認している
6	強い収容制限のある試合開催 <ul style="list-style-type: none"> 観客間の距離をできるだけ2m（最低1m）以上確保したうえで、5,000人以下とする 	リーグとクラブが協議して決定 <ul style="list-style-type: none"> 国「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ③以降で、自治体も観客を迎えてのスポーツ開催を容認している
7	収容制限のある試合開催 <ul style="list-style-type: none"> 収容可能数の50%を上限とする 	リーグとクラブが協議して決定 <ul style="list-style-type: none"> 国「イベント開催制限の段階的緩和」が「移行期間後」で、自治体も観客を多く迎えてのスポーツ開催を容認している
8	収容制限のない試合開催	リーグとクラブが協議して決定 <ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体が収容制限のないスポーツ開催を容認している

X. イベント開催制限の段階的緩和の目安

最新の政府方針

(令和3年10月29日付事務連絡)

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20211029.pdf

感染状況に応じたイベント開催制限等について（11/1～当面の間）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮※4
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人 5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方 注: 大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席どしが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

注意: Jリーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為はJリーグ全体で禁止している。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	適切なマスク着用徹底	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないよう留意する
④	手洗の徹底	<ul style="list-style-type: none"> こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） 乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 過度な飲酒の自粛 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読み取り奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 広域のこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

過去の事務連絡は [こちら](#)

28. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方

- ① 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域では、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限 5,000 人もしくは 50%の少ないほうを適用する。ただし自治体により、より強い制限を要請されている場合は、自治体の要請に従うものとする。
- ② 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域解除後、1カ月間は上限 1 万人もしくは 50%の少ないほうを適用する。
- ③ ①②を除く地域において、入場可能数は 50%を上限として開催する
- ④ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない
- ⑤ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする
- ⑥ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること
- ⑦ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける
- ⑧ Jリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日前以上前を目安にクラブに告知する（2021シーズン内は冬季の感染状況を見越し本期間の指定を行わない）。
- ⑨ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること
- ⑩ 政府の定めるワクチン・検査パッケージ等の技術実証を行うことを条件に来場上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。
- ⑪ ワクチン・検査パッケージ導入対象試合は当面の間、政府やJリーグ等と主管クラブが試合ごとに協議のうえで実施概要を定めることとする。

※ 入場可能数: [Jリーグスタジアム基準](#)に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数

※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。

(2) 上限拡大の前提となる感染防止策

制限緩和の前提として、サッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑧

を確実に実行する。

密回避ポイント	感染防止策の例
① アクセスや居酒屋での密回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する ○ 観客に対し<u>できる限り直行直帰や時差来場を呼びかける</u>。また多様な交通手段での来場を呼びかける ○ 警備会社と協力して、<u>混雑状況に応じた誘導を行い</u>、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける ○ <u>居酒屋：商店会と、来場予測を共有。十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う</u> ○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する ○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける
② スタジアム入場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる ○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また30分間隔で、エリア指定入場など） ○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める ○ 体温計測器を増設して、スピードアップ ○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ
③ スタジアム退場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける ○ 退場時は使用するゲート数を増やし、ルートの選択肢を増やす ○ 選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す ○ 席種（エリア）毎の時差退場を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす ○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ
④ トイレの密回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 注意喚起のためのスタッフを配置 ○ (一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性31.7秒、女性93秒）をもとに、混雑度合いを予測 ○ クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性1分、女性5分。待ち時間を含む）
⑤ 売店の密回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 列誘導、注意喚起のスタッフを配置する ○ 狹い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ ○ グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5人以下、3～4組程度、など）
⑥ 試合中の観客の行動への介入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する ○ 場内アナウンス、大型映像を使った対処
⑦ 接触確認ソフト(COCOAなど)利用の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公式サイト、SNSの活用 ○ 来場時の声かけ、貼り紙（2次元バーコード提供を含む） ○ 場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ
⑧ 混雑状況への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食売店・グッズ売店・トイレ等の稼働及び混雑状況に応じ、空いている箇所への適切な誘導
⑨ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 場内に協力呼びかけの貼り紙を、多く貼る。スタッフからの声掛けも増やす ○ SNSを活用して、密を避けるよう呼びかける ○ 試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有 ○ 使用しない座席に規制テープなどをはって、分かりやすくする



	<ul style="list-style-type: none">○ ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないよう にする○ 手指消毒の設置増○ スタッフの配置を決めて、試合前から巡回
--	---

XI. Jリーグ公式検査(一部抜粋)

Jリーグは、選手、チームスタッフ、審判員等に、新型コロナウイルスへの感染の検査機会を提供する。これをJリーグ公式検査という。

29. 公式検査の目的

- (1) Jリーグが新たな感染源となってしまうリスクを抑える
- (2) 選手をはじめとする関係者が、少しでも安心して競技できる前提を整える
- (3) 検査手法や結果開示等を通じて、スポーツ界、医学界に貢献する

30. 公式検査の前提

- (1) 社会のニーズに対して、新型コロナウイルス検査の機会が、十分に供給されていること
- (2) 本検査を、医療に過大な負荷をかけることなく実施できること
- (3) 本検査は、無症状の者のスクリーニングであることから、保険対象外となる

31. 公式検査の中止

- (1) 社会全体の検査需給が逼迫したと判断される場合、公式検査を中止し、検査の機会を社会に提供することがある
- (2) 新型コロナウイルスのまん延が十分に収束したと判断される場合、公式検査を中止することがある

32. 公式検査の概要

- (1) 唾液検体によるPCR検査を、定例的に実施する
 - ・ クラブには2週間に一度、原則として金曜日に受検する
 - ・ 審判員は、週末のJリーグ試合を担当する際に、受検する
- (2) 選手やチームスタッフ等は、試合エントリーに先だって、Jリーグが指定する公式検査を受検し陰性判定を得ておく必要がある
- (3) 上記の定例的検査に加え、臨時の公式検査を実施することがある

33. Jリーグ検査センター（JCTC）

- (1) Jリーグ内に本検査を円滑に運用するための検査センターを設置し、JCTCと略称する
- (2) JCTCは一部業務を、医療に関する専門知識を有する企業に委託する

XII. 公式検査の実施(一部抜粋)

34. 検査の対象者

- (2) Jリーグ公式試合で競技する者を中心に検査する
 - ・ 選手
 - ・ チームスタッフ
 - ・ 審判員
 - ・ その他
- (3) Jリーグの公式検査を受け陰性判定を受けた選手・チームスタッフだけが、試合にエントリー(出場又はベンチに着席) できることとする
 - ・ チームドクターは例外とする
- (4) J Jクラブは1度の検査毎に60人の枠を与えられる
 - ・ 検査対象者はクラブが決定する
- (5) 検査を受診する方には、あらかじめ同意書への署名を依頼する

35. 検体採取日、採取場所の調整

- (1) 隔週木曜日・金曜日を軸としながら、次のような選択肢を設ける。

検体採取管理	採取日	採取場所	対象者	備考
ホームクラブ	隔週 木 or 金曜	クラブハウス	チーム分①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)
	隔週の週末 試合日	スタジアム	チーム分②	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり
	隔週の週末 試合日		担当審判員分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包
ビジタークラブ	隔週 木 or 金曜	クラブハウス	チーム全員分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可

- (2) 検体のデリバリー及び諸手続きについては別途定める

36. PCR検査

- (1) PCR検査はJCTCが委託する医療会社が選定した検査機関において実施する
- (2) PCR検査に使用する試薬及び検査機関名は公表されない
- (3) Jリーグは検査の適切性について、感染症防止の専門家チーム・地域アドバイザーの指導を受ける

XIII. 検査結果の取り扱い(一部抜粋)

37. 検査結果の通知

- (1) 検査結果は検査機関からJCTCに報告される。ここでは個人情報はやりとりしない
- (2) JCTCはクラブ及び審判員等に、検査結果を通知する

38. 検査結果と、試合エントリー資格の関係

- (1) 公式検査のうち、各試合に対して予め指定された検査（「指定公式検査」）において陰性判定を得ていることが、試合エントリーの条件となる
- (2) Jクラブまたは受検者の責に帰すべからざる事由により以下各号に定めるいずれかの場合に該当したために陰性の結果が得られない場合、当該Jクラブは所定の方法によりJリーグに申請の上、エントリー資格認定委員会の判断を求めることができる。
 - ・ やむを得ない事情により指定公式検査の受検が困難である場合
 - ・ 指定公式検査において、受検不能、検査遅滞、検査異常等が生じたため検査結果が得られない場合
- (3) 前項に定めるJクラブからJリーグへの申請は、各試合の指定公式検査の都度Jリーグが指定する期限までに行われなければならない

39. Jリーグによる公式検査結果の発表は、[プロトコル2](#)に定める

XIV. オンサイト検査

40. オンサイト検査（Jリーグ規約第52条の3）の定義

2週間に1度のペースで実施する公式検査とは別に、公式試合へのエントリー可否を判断するため、試合当日にJリーグが指定する検査キットを用いて追加的に行う検査をいう

41. 導入の目的

チーム内に陽性者が出了した場合や、試合の直前に感染の可能性がある症状が出た場合を対象に、速やかにエントリー予定者に対して検査を行い、判定結果を参考に、感染の可能性がある者を特定し、試合開始前に適切な隔離措置を行うことで、感染の拡大を抑えながら安定的に試合を開催することを目的とする

42. オンサイト検査実施の基準

- (1) (2)に定める者が以下のいずれかに該当する場合、Jリーグはオンサイト検査の実施を指示する
 - ① 直近の公式試合以降（ただし、直近の公式試合が1週間以上前の場合、試合開催日の1週

間以内。以下同じ) に、新型コロナウイルス感染症の陽性診断を新たに受けた者が1名以上いる場合

- ② 直近の公式試合以降に公式検査で判定保留または自主検査で陽性が疑われる判定が出た場合であって、キックオフ3.5時間前の時点で確定診断が出ないことが明らかなとき
- ③ 試合前日からキックオフ3.5時間前までの間、以下の症状をもつ者が1名以上新たに発生した場合
 - (ア) 37.5度以上の発熱（ただし、発熱の7日以内に新型コロナウイルスのワクチン接種をしていた場合は、キックオフ3.5時間前までに抗原定性検査にて陰性の結果を得られ、かつ医師がワクチンの副反応である可能性が高いと判断すればオンライン検査の対象とはしない）
 - (イ) 上記のほか、医師により新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとの診断をされた場合

(2) 前項の基準の判断対象者は、以下に定める者とする

- ① Jリーグ規約第47条に定める選手・スタッフ（ドクターならびに「Jクラブ関係者」（Jリーグ規約第30条第2項に定める。以下同じ）以外のセキュリティ担当および記録員を除く）
- ② Jクラブ関係者のうち、エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が合理的に高いと考えられる者（登録外のコーチングスタッフ、メディカルスタッフ、クラブ役職員などをいうがこれらに限られない）

43. 報告義務

- (1) クラブは、41.「オンライン検査実施の基準」に該当する可能性のある状況を認知した場合、ただちにJリーグ新型コロナウイルス対策室が指定する緊急連絡先へ一報のうえ、重要事象報告フォームにて報告しなければならない
- (2) Jリーグ新型コロナウイルス対策室は、クラブからの報告を受け、オンライン検査の受検要否をすみやかにクラブへ通知する

44. オンサイト検査の受検対象者

- (1) クラブの判断でエントリーの可能性のある者を選定することができる（ただし、ドクターは除く）

45. オンサイト検査の種類

- (1) オンサイト検査はJリーグが指定する、鼻腔検体の抗原定性検査を用いるものとする
- (2) オンサイト検査に使用するキットはJリーグが予め配布したものによらなければならず、い

かかる検査キットの代用も認められない

- (3) Jリーグは検査手法の適正性について、予め感染症防止の専門家チーム・地域アドバイザーの指導を受けるものとする

46. オンサイト検査の中止

公式検査と同様、社会全体で検査資源がひっ迫した場合や、新型コロナウイルス感染症が蔓延状態にないことが明らかな場合は、オンサイト検査を中止する場合がある

47. 実施手順

- (1) 51.付属資料「Jリーグオンサイト検査概要」に定める手続きにて実施する
(2) Jリーグは「Jリーグオンサイト検査概要」を変更する場合、速やかにクラブへ周知する

48. 公正性の担保

- (1) オンサイト検査は、検査手続きを遵守して行うとともに、その結果を正確にJリーグに報告しなければならない
(2) オンサイト検査の実施においては、予告なくJリーグまたはJリーグが指定した者が立ち会う場合がある

49. 検査キットの管理

- (1) クラブは、オンサイト検査に使用する検査キットが不足しないよう管理を徹底する
(2) 検査キットの数量は1回を50検体とし、3回分（150検体）の在庫がクラブに常にあることが望ましい
(3) クラブは、オンライン検査が必要な時に実施できるよう、常に必要十分な量の検査キットを携行しなければならない
(4) Jリーグが配布する検査キットは無断で用いてはならない。使用する場合は、必ずJリーグ新型コロナウイルス対策室の事前承認を得るものとする

50. オンサイト検査結果の報告

- (1) オンサイト検査を受検したチームは、検査結果を記録した様式「エントリー可能者リスト」をキックオフ150分前までのエントリーに間に合うようJリーグ競技・運営部へ提出する
(2) エントリー可能者リストは、実行委員または実行委員が指定する者が署名を行い、オンライン検査が適切に行われかつ報告内容に誤りがないことを保証する

51. オンサイト検査後の対応

- (1) オンサイト検査が陰性判定であった場合、試合後ただちにPCR検査を受検し、陰性判定が出れば、次の公式試合へエントリーが可能となる

- (2) オンサイト検査で陽性判定となった場合、ただちに隔離し、医療機関を受診する。医療機関などでPCR検査を受検したあと、さらに24時間以上の間隔をあけてPCR検査を実施し、2回とも陰性判定が出れば、次の試合へエントリー可能となる
- (3) 前2項に定めるPCR検査の結果は、重要事象報告フォームでただちにJリーグへ報告する
- (4) PCR検査はクラブによる自主検査として実施する

52. 付属資料

- (1) Jリーグオンライン検査概要（クラブ関係者向け）

XV. 国外競技会への出場に伴う対応

53. AFC Champions League (ACL) 出場クラブは、別途Jリーグの定める措置を遵守する

XVI. シーズン始動時の留意点

54. クラブは、シーズン終了とともに別途通達される「シーズン始動にあたっての留意事項」（緊急事態宣言の発令を受け、2021年1月12日更新）を遵守のうえ、チーム活動を始動する

55. チーム始動から開幕までのトレーニング

- 2020シーズンの経験・知見を活かし、感染防止策を徹底しながらトレーニング・チーム活動を行う
- チーム始動時には、クラブが自主的にスクリーニング検査を実施することも推奨する

56. 開幕までの検査

- Jリーグはすべてのクラブに開幕前の検査機会を提供する
- キャンプ地へウイルスを持ち込まないために、クラブはキャンプ地へ移動する前に検査を受検することを必須とし、陰性が確認された者がキャンプ地への移動を可とする。次のキャンプ地へ移動する場合も同様とする
- 感染拡大防止・クラスター発生防止の観点から、キャンプ中にも1週間に1度の頻度で検査を実施する

57. キャンプ地の自治体・医療機関との連携

- キャンプ地の自治体と連携し、緊急時の医療機関が確保できる体制を整える

58. キャンプ期間中の活動

- キャンプ期間中の不要不急の外出は控える（特に外食は控える）



- キャンプ中においては、不特定多数の方と接触する恐れのある対面でのファンサービス（サインや写真撮影等）は厳に慎む
- キャンプ地における有観客/無観客は各キャンプ地自治体の方針に従う

59. キャンプ地におけるメディアの取材対応

- キャンプ地における取材については「2021Jリーグ クラブキャンプにおける取材対応について」を遵守する
- 原則、選手とメディアの対面（選手との距離2m以内）での取材は控える。メディアが選手と対面取材を行う場合は、PCR検査もしくは抗原定量検査での陰性確認を必須とする
- 対面取材を行わない場合（見学のみも含む）も、緊急事態宣言発出区域からキャンプ地へ入る場合や、緊急事態宣言区域のキャンプ地に入る場合は、メディアに対して可能な限り検査での陰性確認をお願いする

60. プレシーズンマッチ

- プレシーズンマッチを実施する場合は「2021Jリーグプレシーズンマッチ実施要項」を遵守する。また、本ガイドライン「プロトコル4」の定めに準ずる

61. イベント開催・出演

- 外部のイベントへ登壇・出演する場合は、当該イベントにおける感染防止対策が徹底されていること、共演者やスタッフ、参加者等の健康管理が適切にさされていること
- クラブがイベントを主催する場合は、政府から発出される「イベント開催制限」遵守することを前提とし、本ガイドライン「プロトコル7」の定めに準じ、動線の確保、不特定の参加者との交流や飲食をともにする交流は控える等、感染防止対策を徹底する

XVII. 新規入国に伴う対応

62. 別途クラブへの通達を遵守する

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル4: サッカーのトレーニング

XVIII. トレーニング再開のフェーズ

63. トレーニングを4つのフェーズに分けます

- ①個人（在宅）、②個人（練習場）、③グループ、身体接触なし、④チーム及びTRマッチ

64. トレーニングのフェーズ選択は、各クラブにお任せします。地域の感染状況を考慮し、安全に十分に配慮した活動を行ってください

- 感染状況が悪化した際は、より厳しいフェーズに後退することも想定しております
- 選手、チームスタッフ、及び家族・同居者の健康モニタリングは、毎日欠かさず行ってください。行動記録も毎日作成し、モニタリングしてください
- チームトレーニングを再開する際は、Jリーグにご報告ください

65. 公式試合再開日を4~5週間前に発表することで、地域差によるトレーニング進度の違いを緩和します

66. フェーズ1: 在宅での個人トレーニング

TR 内容	<ul style="list-style-type: none">選手、監督・コーチが在宅のままトレーニングするビデオを使っての遠隔トレーニングも想定される
条件	<ul style="list-style-type: none">緊急事態宣言等で、外出自粛が要請されている選手本人が隔離を必要とする

67. フェーズ2: 練習場での個人トレーニング

TR 内容	<ul style="list-style-type: none">クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング人と人の接触を最小限に保つ。クラブハウスは使用しない
参考事例	<ul style="list-style-type: none">スペインは、同じピッチに最大6人までとしているコンディショニング、フィジカル、ボールを使ったアナリティックトレーニング系<ul style="list-style-type: none">➤ 5/8（金） https://youtu.be/NT9Gn91tzYE➤ 5/10（日） https://youtu.be/AloYg3WiStY➤ 5/11（月） https://youtu.be/f8O2OQmka18➤ 5/12（火） https://youtu.be/XxB4VAx-Sik➤ 5/13（水） https://youtu.be/XNIUZeWAFAq➤ 5/14（木） https://youtu.be/N7tMsZYe-Q0

	➤ 5/15（金） https://youtu.be/_-raG-HP5oE
条件	• 外出自粓要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている

68. フェーズ3: グループ分けしてのトレーニング

TR 内容	<ul style="list-style-type: none"> クラブの練習場で、少人数（5～8人程度）のグループに分かれてトレーニング グループは同じ選手で構成する。感染者が出たときの影響範囲を限定するため 練習時間を分けるなどして、グループ同士の接触を最小限に保つ クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ロンド。攻撃パターンTR系。ただし Opposition（対人）無し <ul style="list-style-type: none"> ➤ 5/18（月） https://youtu.be/lA6u3rjaIU0 ➤ 5/19（火） https://youtu.be/w8BmODxIU48
条件	<ul style="list-style-type: none"> 国による緊急事態宣言が解除されている 選手及びチームスタッフの直近14日間の体調や行動について、下記のように確認できること <ul style="list-style-type: none"> (1) 体調記録で確認 <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染を疑う症状がない ② 家族・同居者に、新型コロナウイルス感染を疑う症状がない (2) 行動記録で確認 <ul style="list-style-type: none"> ① クラブの活動区域外への移動がない ② 家族・同居者に、クラブの活動区域外への移動がない ③ 新型コロナウイルス患者との濃厚接触がない

69. フェーズ4: チームトレーニング

フェーズ4のトレーニングに入る際は、Jリーグまでご一報ください。

TR 内容	<ul style="list-style-type: none"> チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ トレーニングマッチの相手はJクラブに限定される <ul style="list-style-type: none"> ➤ シーズン再開後もJクラブに限定される ➤ 高校生、大学生等の練習生参加も、当分見合わせる クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	<ul style="list-style-type: none"> フェーズ2又は3の開始日から14日以上経過し、チームの感染状況が悪化していないことを確認できる 地域の感染状況が悪化していないことを確認できる

70. フェーズ4-②: チームトレーニング（交流期）

2020年9月24日より適用します。

TR 内容	<ul style="list-style-type: none">チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチトレーニングマッチの相手チームが十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する<ul style="list-style-type: none">毎日定時の検温と記録・管理。行動記録の作成・管理。感染可能性が高い場所・状況を回避するよう指導している高校生、大学生等の練習生が参加する場合、十分な健康管理、行動管理をしていることを確認するコロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていることクラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	<ul style="list-style-type: none">Jリーグが認めていること

XIX. トレーニング時の留意点

71. 選手の参加義務

- (1) フェーズ3以降のトレーニングで感染してしまうリスクをゼロにすることは、残念ながらできません
- (2) クラブには、フェーズ3以降のトレーニングに伴うリスクとその対処法を十分に選手に説明し、トレーニング参加への同意を得ることが求められます
 - 一人一人の選手との対話、全体でのビデオミーティングなど
 - 安全のために個人トレーニングを選択する、といったかたちで選手の意志を尊重してください

72. アカデミー選手

下記の条件をすべて満たしたアカデミー選手だけがトップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ4-②は、アカデミー選手以外の参加も可能）

- (1) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14日以上連続で実施している
- (2) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手及び保護者に説明し、了解を得ていること

73. 特別指定選手

クラブに所属していない選手は、下記の条件をすべて満たした場合に限り、トップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ4-②は、特別指定選手以外の参加も可能）

- (1) 『特別指定選手の活動に関する覚書（契約内定選手）』を締結している
- (2) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14日以上連続で実施している
- (3) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること

74. トレーニング全体を通じて注意すること

- (1) 人と人の接触を減らす
 - ・ 同じ時刻に練習場に来る人数を減らす
 - ・ 同時に同じ部屋にいる人数を減らす
 - ・ 選手とスタッフの動線を分ける
- (2) 共通のモノを通じた接触を減らす、またはこまめに消毒する
 - ・ 用具、ドアノブ、エレベーターのボタン
- (3) 全員が感染防止マナーを守る
 - ・ 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）
 - ・ 咳エチケット（マスク着用を含む）
 - ・ 手洗い、手指消毒
 - ・ 不用意に自分の顔、とくに目・鼻・口などの粘膜、に触れない
 - ・ 握手、ハイタッチ、抱擁は禁止
 - ・ 唾吐きや大声を避ける
- (4) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
 - ・ 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

75. 練習場へのアクセス

- (1) 公共交通機関を利用しないことが、推奨される
- (2) 自家用車で一人ずつアクセスすることが、推奨される
- (3) 駐車場でも離れて駐車することが、推奨される

76. 練習場への入場

- (1) 到着時に体温チェックし、37.5度以上の者、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は帰宅させる

- ・ 家族・同居人の健康状態にも留意（プロトコル1を参照）
- (2) クラブ施設への入場者をコントロールする

77. 練習場での取材

- (1) リーグ再開前から無観客試合の期間に取材を認める場合、下記のような厳格な感染対策をとる
- ・ 常時マスクを着用する
 - ・ 選手・チームスタッフと、報道関係者の動線を分ける
 - ・ オンライン取材や取材場所を屋外などに限定し、常に社会的距離（できるだけ2m、最低1m）をとる
 - ・ 入場前に体温測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は練習場から退去していただく
 - ・ 取材者とその家族・同居者が、直近14日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常）を起こしていないことを、宣誓する
 - ・ 緊急時の連絡先をご提出いただく

78. ファン・サポーターへの練習の公開

- (1) リーグ再開前から無観客試合の期間は、非公開とする
- (2) 公式試合が無観客から観客ありに移行する1週間前から、公開可とする
- ・ 選手・チームスタッフと、ファン・サポーターの動線を分ける
 - ・ 入場前に体温測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は練習場から退去していただく
 - ・ ファン・サポーターとその家族・同居者が、直近14日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味や臭いの異常）を起こしていないことを、宣誓する
 - ・ 緊急時の連絡先をご提出いただく

79. クラブハウスの使用

- (1) クラブハウスの使用はフェーズ3（グループ練習）以降とする
- (2) クラブハウス内の動線を工夫して、人と人の接触を減らす工夫をする

80. マスク等の着用

- (1) 選手：練習中以外は常時着用

- (2) 監督・コーチ等: 常時着用。練習中もできるだけ着用 (特にフェーズ3まで)
- (3) 医療スタッフ (ドクター、トレーナー、マッサー、フィジオ等)
 - ・ 感染の危険度が高い場合、マスク、手袋に加え、ガウンまたは代用品による防護等を検討
- (4) その他スタッフ: 常時着用
- (5) [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#) (厚生労働省 2020年5月29日)

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離 (少なくとも2m以上) が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

81. 手指消毒の設置

- (1) 練習場の入口に設置する
- (2) クラブハウスを使用する場合、諸室にそれぞれ設置する
- (3) ピッチ上にも手指消毒ポイントを設ける

82. 選手の着替え、洗濯 (状況に応じて感染リスクに対応する)

- (1) ドイツ等: 選手は着替えた状態で練習場に到着し、そのまま帰宅する。洗濯は各自が行う
- (2) イングランド等: 選手は着替えた状態で練習場に到着し、翌日の練習着を受け取って帰宅する。帰宅後、汚れたウエアを袋に入れ、翌日の練習場で洗濯に出す (洗濯係がウエアに直接触れない)
- (3) 雨天時等の練習後の着替え、自家用車内等を許容
- (4) ウィルスは洗剤によって除菌 (ウィルス) されます

83. 練習場のシャワー

- (1) フェーズ2では、練習場のシャワーは使用しない
- (2) フェーズ3以降、感染防止に留意しながら使用する
 - ・ 一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔 (できるだけ2m、最低1m) を確保する
- (3) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離 (できるだけ2m、最低1m) を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。[風呂水専用塩素剤](#)等の仕様も検討する。

参考: [浴場業\(公衆浴場\)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)

- (4) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ2m、最低1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

84. 練習前後のミーティング

- (1) ビデオミーティングで済ませ、対面では実施しない
- (2) 実施する場合は屋外で、短時間で実施。マスクを着用。社会的距離（できるだけ2m、最低1m）をとる
- (3) ラリーガ「コーチングスタッフは翌日のTRメニューを前夜に選手に送付し、ピッチ上でTR内容の説明を省き、密接な距離を避ける」

85. 練習場での選手の治療、マッサージ

- (1) トレーナーの選手対応はフェーズ2から。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
 - ・ 手袋の手配が難しい場合等、1行為1手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行う
- (2) 各トレーナーが一つのグループに対応することが望ましいが、チーム事情を勘案する
- (3) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
- (4) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合は、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95マスクの着用は必要ではなく、サイガカルマスクで十分である

86. ジムの使用（フェーズ3以降）

- (1) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する
- (2) 器具は使用のたびに消毒する
- (3) 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
- (4) 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』

87. グループ・トレーニングの設計

- (1) 5~10人程度のグループに分かれてトレーニングする
- (2) 練習時間をずらし、別グループとの接触を避ける
- (3) グループはいつも同じとする（濃厚接触者数を減らす）

88. ピッチ上の対人接触回避

- (1) フェーズ3までは、身体接触のない、選手間の距離（できるだけ2m、最低1m）をとるトレーニング計画とする
- (2) ボール等、用具を介した感染可能性はゼロでない
 - ・ 適宜の消毒が推奨される（ドイツ、イングランドで実施）
 - ・ 不用意に自らの顔（とくに目・鼻・口といった粘膜部）に触れることを避ける

89. 練習時の飲水、暑熱対策

- (1) 一人一人の専用容器から飲水する
 - ・ 使い終わった容器は破棄する（紙コップやペットボトルを使用した場合）
 - ・ 飲水ボトル共用の場合、たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
- (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない
- (3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

90. 練習場での食事

- (1) 練習場での食事は望ましくない。食事を提供したい場合、一人分ずつパッケージにして、選手が持ち帰る
- (2) 練習場で食事する場合、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保し、対面は避け、会話せず食事する。食事は一人分ずつセットする
- (3) ビュッフェ形式は、個人専用トングを用い大皿に唾液が飛ぶような会話などないよう留意する等の場合に限り、許容される

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル5：チームの移動、宿泊

XX. チームの都市間移動

91. 都道府県をまたぐ移動

- (1) 緊急事態宣言が解除され都道府県をまたぐ移動が認められることが、Jリーグ再開の前提となる
- (2) 都道府県をまたぐ移動の制約が残る場合、次のような手段が検討される
 - ・ ホームとアウェイの入れ替え
 - ・ 中立地等での開催
 - ・ その他
- (3) 2020年6月27日（J2・J3）、7月4日（J1）の再開・開幕においては、現行大会方式で、近隣クラブとの対戦を優先してすべての対戦カードを組み替える

92. 飛行機、新幹線

- (1) 考え方
 - ・ 欧州ではチャーター便を義務づける例がある
 - ・ Jリーグのチームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動は安全性が高いと言える
- (2) 航空機内は、空気が約3分ですべて入れ替わる換気のよい空間。また当面、機内での距離をとった運用になるとされる
 - ・ 新型コロナウイルスに関するJALグループの対応
 - ・ ANAの取り組み
- (3) 新幹線の車内も、6~8分ですべての空気が入れ替わる
 - ・ JR東日本「新幹線・在来線特急車両の車内空気循環について」

93. バスによる長距離移動

- (1) バス会社への事前の依頼事項
 - ・ 事前の車内消毒
 - ・ 運転手の体調管理。マスク、手袋着用
- (2) バス車内での社会的距離
 - ・ 欧州ではバス内の人数を減らすため、複数台での移動を義務づけています（1台25人）

まで等)。とくにバス移動が長時間(2時間以上等)にわたる場合、ご検討ください

(3) その他の注意事項

- ・バス内ではマスクを着用します
- ・窓を開けて、換気します。1時間につき3回の換気が推奨されます
- ・サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に資する行動をとってください

XXI. チームの宿泊

94. 宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らすよう、工夫してください

- (1) 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討してください
- (2) チーム専用の入り口、動線、エレベーター等を設置できないか、検討してください
 - ・動線(共用の廊下やロビー等)、エレベーターについては、時間を指定することでの“専有化”も検討
- (3) 食事会場はチーム専用としてください
- (4) チームが使用する部屋は事前に消毒、換気します(宿泊施設への依頼)
- (5) 連泊する場合の客室の清掃
 - ・チームの不在時に清掃します。または、清掃しないことも選択肢となります

95. 手指消毒液の設置

- (1) チームが訪れる各所に手指消毒液を設置してください
 - ・食事会場
 - ・マッサージルーム
 - ・ミーティングルーム
 - ・廊下(フロア等を専有する場合)
 - ・その他

96. チームの行動規範

- (1) 自室以外ではマスクを着用します
- (2) エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れた場合は必ず手指衛生を施します
- (3) ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らないようにします

97. 部屋割り

- (1) 原則、一人一部屋とし、部屋間の往来を禁止します。但し、下記を満足する場合、二人部屋が許容されます
- ・ キャンプ前にPCR検査を受検し、その後も隔週ペースで検査する（リーグは公式検査の提供を検討する）
 - ・ 宿泊施設をフロア単位で貸し切るなど、一般客との動線を分離できる
 - ・ 十分な広さのツインルームであること
- (2) 部屋の換気を良くしてください。室内の湿度として50～60%が推奨されます

98. マッサージルーム

- (1) 室内を混雑させないよう留意します。また換気を良くしてください
- (2) 順番が来るまで室内に立ち入らないようにします
- (3) マスク、手袋等を用いて、感染を予防してください
- (4) トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応します
- ・ 手袋の手配が難しい場合等、1行為1手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行います
 - ・ ウレタン素材のマスクは禁止。不織布が望ましい
 - ・ 手袋は1回の施術ごと交換する

99. 食事

- (1) 選手の席は1.5～2mの距離をあけてください。向かい合わせの配席は不可です
- ・ 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらします
- (2) 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意します（ドイツ・ブンデスリーガのプロトコル）
- ・ この場合、食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにします。片付けはチームが退出したあとに行います
- (3) ビュッフェ形式は、個人専用トングを用い大皿に唾液が飛ぶような会話などないよう留意する等の場合に限り、許容されます
- ・ 十分に健康管理している宿泊施設スタッフが専任で食事を取り分ける方式も、許容されます

100.ミーティング

- (1) 可能な限り、ビデオ会議（バーチャル/ミーティング）をご検討ください
- (2) リアルで実施する場合、部屋の換気に留意してください。監督、コーチ、選手が1.5～2m

の距離をとって着席してください

XXII. スタジアムへの移動

101.スタジアムへの到着

- (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の70分前までにスタジアムに到着する
- (2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前にJリーグに報告する

102.バス利用に際して

- (1) マスクを着用する
- (2) 移動が長時間（2時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を1.5～2m開ける
 - ・車内の換気に留意する。1時間に3回の換気が推奨される

103.移動中の食事

- (1) 感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

理由は、

- ・電車又はバスの車内は手狭
- ・食事の際、マスクを外すことになる

- (2) 移動中に食事をとらざるを得ない場合、感染防止に十分配慮する。

例えば、

- ・車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- ・車内の換気に留意する
- ・食事をする者以外は、マスクをする
- ・食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- ・食事は、できるだけ短時間で済ませる

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル 6：無観客での試合開催

XXIII. スタジアムのゾーニング

104.目的

- (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
- (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
- (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

105.3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う

- (1) ゾーン 1：競技関連
 - ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
 - 選手入場口
 - 選手及び審判員の更衣室
- (2) ゾーン 2：運営・メディア関連
 - 運営諸室
 - 記者席を含むスタンド
- (3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）

106.ゾーン毎の来場者と、来場人数

来場者は最小限となるよう努める

107.来場をご遠慮いただく方

- (1) ファン・サポーター
- (2) 来賓
- (3) パートナー/スポンサー企業（ただし、「138.ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出」に定めるイベントの関係者は除く）
- (4) 選手、関係者の家族
- (5) 選手仲介人・代理人、マネジメント
- (6) サプライヤー
- (7) 他クラブのスカウティングスタッフ
- (8) その他、上記のゾーン別計画に規定されていない人

- 但し、ホームクラブのベンチ外選手が来場し、ゾーン2にとどまることは認められる

108.JFA、47FA、Jリーグ関係者

- JFAの代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出こととする
- JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出こととする
- 47FAの役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブに届け出こととする

109.ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる

- 来場時刻を記録する
- 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXIV. 会場運営

110.来場者全員に求められること

- 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 握手、抱擁などは行わない
- 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する
- マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）
- 手洗い、手指消毒をこまめに行う

111.衛生担当者の設置

- ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る
 - プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

112.スタジアムの衛生管理

- (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する
- (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する
- (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合開始後など、人が居ないときにもう一度消毒する
 - ・ チーム到着のより遅って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい
- (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため

113.スタジアムへの入退場の管理

- (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う
 - ・ 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している
- (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする
 - ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する
- (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する
- (4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする
 - ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う
- (5) すべての入口に手指消毒液を設置する

114.ゾーン毎の動線管理

- (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

115.エアコン、ミストファン

- (1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する
- (2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

116. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用

- (1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する

- 操作室では必ずマスクを着用する
- (2) Jリーグの試合実施要項【スタジアムにおける告知等】に定める告知の実施については、クラブが判断してよい。但しクラブのパートナーを告知する場合、2021 Jリーグパートナー紹介VTRを告知することとする

117. 喫煙所は設置しない

118. スタジアム内外の掲出及び装飾

- (1) ホームクラブが管理するものに限り、スタジアム内外に掲出できることとする
 - スポンサー看板、バナー等は掲出可能。スタンド内への広告掲出も可能
 - 「段ボールサポーター」企画等の制作物は設置可能
 - 掲出、設置等の作業は、クラブスタッフが実施すること
- (2) ホームクラブがクラブハウスやスタジアム、倉庫などで管理している横断幕については、掲出可とする。ただし、サポーターがスタジアムやクラブハウスに直接持ち込み、受け渡すことは不可とする。掲出・設置等の作業はクラブスタッフが実施すること

XXV. メディア及び中継制作・送信

119. 来場者全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- (2) 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- (3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (5) 握手、抱擁などは行わない
- (6) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する
- (7) マスクを着用する
- (8) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

120. Jリーグ試合取材における必須事項

- (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブとJリーグに申請する
- (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内の取材

を可とする

- (3) 取材活動が許可されたメディアは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。(または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う)
- (4) 受付時に検温を実施し、体温が37.5度以上の場合は、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。

121. スタジアム内の対応について

- (1) スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする。
 - 記者／フォトグラファー／TV クルー (試合開始 60 分前～)
- (2) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、控室の使用は禁止する。
- (3) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。

122. 記者席での取材活動について

- (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、隣の記者との間隔をできるだけ2m、最低1mあけて着席することとする。またJクラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。

123. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について

- (1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、Jクラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ2m、最低1mあけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。
- (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア (Jリーグ及びJクラブ)のみ撮影を許可する。
- (3) 試合中の撮影については、決められた撮影位置からの移動は禁止する。

124. 試合終了後の対応について

- (1) 監督記者会見及び選手の取材は対面では行わず、WEB方式にて実施する。

125. 中継制作・送信のスタッフ

- (1) Jリーグ公式及びすべてのライツホルダースタッフは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近2週間の体調不良や濃厚接触が

なかつた等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。

- (2) スタジアム入場前に検温し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする。
- (3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。
- (4) ゾーン1にアクセスできるスタッフを制限する。

126. 中継体制と撮影について

- (1) 感染・拡散防止策としてJリーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数及びカメラ設置場所の管理・制限をし、Jリーグ・当該クラブは把握をする。
- (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数及びカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Jリーグ・ホームクラブへ申請をする。カメラの設置場所はJリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。
- (3) 原則、選手・監督から2メートル以上離れて撮影をする。
- (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影はJリーグ公式のみ可能とする。
- (5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。
- (6) インタビューは対象者から2メートル離れて撮影をする。
- (7) インタビューはJリーグ公式のみ実施可能とする。

XXVI. チーム、審判員、及び競技

127. スタジアムへの到着

- (2) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の70分前までにスタジアムに到着する
- (3) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前にJリーグに報告する
- (4) バス利用に際して、以下の点に留意する
 - ・ マスクを着用する
 - ・ 移動が長時間（2時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を1.5～2m開けることを、検討する
 - ・ 車内の換気に留意する。1時間に3回の換気が推奨される
- (5) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

128. 試合当日の体温測定

- (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する
- (2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する
- (3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する
- (4) 37.5 度以上の者、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな者がいた場合、次のように処置する
 - スタジアムに来場しない
 - タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
 - クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
 - 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
 - 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

129. チーム及び審判員全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない
- (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）。特にベンチの中やハーフタイム中も注意に外さない
- (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- (6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
 - 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

130. 更衣室（チーム及び審判）

- (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
 - 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等）

- 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする
- (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分）
- (3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する
- (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない
- (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。

参考：[浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)

- (1) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

131. 選手の治療、マッサージ

- (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
- (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
- (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サイガカルマスクで十分である

132. 競技用具、備品の消毒

- (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
- (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

133. ボールパーソン、担架要員

- (1) 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、できるだけホームクラブ職員が担当する
- (2) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
 - 試合実施要項の「試合球」の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

134. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない

135. 競技規則、試合実施要項等の適用

- (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
- (2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

136. 試合開始前のウォームアップ

- (1) 室内練習場の使用
 - ・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
 - ・ 換気に留意する
- (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する
 - ・ 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
 - ・ 器具は使用のたびに消毒する
 - ・ 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
 - ・ 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』
- (3) ピッチ上でのウォームアップ
 - ・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
 - ・ 審判員はマスクをしなくてよい

137. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

- (1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用

138. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

- (1) 両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する
- (2) 入場前は社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する
- (3) フエアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない
- (4) 握手セレモニー、ペナント交換、来賓などによるキックオフセレモニーは行わない。選手や審判員の表彰は認められるが、家族の来場は控える
- (5) セレモニー等を実施する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分配慮すること
- (6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないよう注意する。

- (7) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする
- (8) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない

139. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出

- (1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
- (2) 下記のような演出は容認される
 - ・ 演出時にスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
 - ・ 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影する
 - ・ 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる
 - ・ 出場達成（例:200 試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家族の参加は控える。
 - ・ スポンサー関連のイベントは、既に予定されているアクティビティに限り実施を認めるが、極力、スポンサーをはじめ外部から新たな来場を伴わない形で実施する。
 - ・ 前項のスポンサー関連のイベントを実施する場合も、社会的距離を保ち十分な感染対策のもと実施すること。また、その後の試合観戦ができないことにも留意すること。

140. チームベンチ

- (1) 1席空けて座る
- (2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審及び両チームで事前に合意した場所で待機
- (3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
- (4) 不要な会話・接触は控える
- (5) 指笛は控える
- (6) [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#)（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

141. 試合中の飲水、暑熱対策

- (1) 飲水ボトルの共用を避ける
 - ・ たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
- (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポン

ジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

142. ゴールセレブレーション

(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

143. ハーフタイム

(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する

(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

(3) ボールを消毒する

144. 試合終了時のセレモニー

(1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する

(2) チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない

145. ドーピングコントロール

(1) J 検査当日の徹底事項

- ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
 - ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
 - ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
 - ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う
 - ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する
- 関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト

[「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」](#)

XXVII. スタジアム外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

146. ファン・サポーターへの事前のご案内

(1) 無観客試合は、新型コロナウイルスに対する社会全体の警戒度合いを、段階的に解除して

いく過程で採用される試合方式です

- (2) Jリーグ試合を安全に開催できることを、社会に向けて実証することが重要です
- (3) 無観客試合の際、ファン・サポーターの皆さまが三つの密をつくってしまうおそれがないことを示していただくことで、すみやかに次のステップに進むことが出来ます
- (4) どうぞご協力をお願いします
 - ・ スタジアムまたはその周辺に来場しない
 - ・ 家にとどまって、モバイル機器、テレビを通じて応援する
 - ・ 友人と一緒にテレビ観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして、社会的距離を確保する
- (5) 上記が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられます

147. 無観客試合では、パブリックビューイングは禁止される

XXVIII. 試合会場の設営、撤去

148.衛生担当者

- (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする

149. 参加者全員に求められること

- (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
 - ・ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 握手、抱擁などは行わない
- (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- (4) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- (5) マスクを着用する
- (6) [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#)（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

150. 衛生担当者

- (2) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェック

する

151. 試合日以外に設営作業を行う場合

- (1) 作業開始前に体温を測定する。37.5 度以上の方、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない
- (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する
 - ・ 感染者が出了した場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
- (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する
 - ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい
- (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

152. 撤収作業

- (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する
 - ・ 感染者が出了した場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン プロトコル7：制限付きの試合開催

XXIX. 制限の考え方

153.各プロトコルの運用（2021年11月1日時点）

プロトコル7に記載の全てのカテゴリーで厳戒体制を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域で開催する際は、リモートマッチの場合はプロトコル6（無観客での開催）を適用し、有観客での開催時はチケッティングのプロトコル、ファン・サポーターのプロトコルのみ超厳戒体制を適用する（政府通達の内容とJリーグにおける入場者数の制限の基本方針はプロトコル3を参照のこと）。

Jリーグの対応方針（2021年11月1日以降）

全都道府県：ステップ4（その他の都道府県）に移行

但し都道府県によって第6波に備えた有限措置としている場合があることに留意

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席の対応	チケットプロトコル	キックオフ時刻	食事提供	アルコール提供
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	すべて	設置なし	超厳戒体制	19時まで	原則 20時まで	禁止 (持ち込み含む)
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒体制	自治体の 要請に準拠	原則 20時まで	原則19時まで (自治体の要請に 準拠)
			上記以外	クラブ任意 (自治体と要協議)				
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒体制	自治体の 要請に準拠	可	原則21時まで (自治体の要請に 準拠)
			まん延防止	クラブ任意 (自治体と要協議)				
			上記以外					
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態	設置なし	厳戒体制	制限なし	可	可
			まん延防止	クラブ任意 (自治体と要協議)				
			上記以外	原則必須				

※ ただし別途定めるワクチン・検査パッケージ等に基づく技術実証の実施を条件とし、人数上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。

※ 自治体からより厳しい要請を受けた場合は、原則、要請に従うものとする

※ 政府方針の更新に伴いJリーグの対応方針が変更される場合がある

※ ステップ4「その他の都道府県」におけるビジター席は原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジター側の都合で設置不可の場合
や、券売期間中に政府方針に変更がありステップの変更があった場合、および自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。

154. イベント制限の考え方と手続き

(1) Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

[プロトコル3 28.参照](#)

(2) 段階的な緩和の手続き

主管クラブは緩和に際し予め自治体や対戦クラブ等と緊密に連携すること

(3) 営業時間、アルコール販売等

- ① 緊急事態宣言区域で開催する場合、キックオフ時刻は19時までとする。また食事の提供は20時まで、アルコールの持ち込み、提供は禁止とする（ただし、ノンアルコール飲料の提供は可とする。以下同じ）
- ② まん延防止等重点措置区域で開催する場合、食事の提供は20時まで、アルコールの提供は19時までとする。
- ③ ①②を除く区域においても、自治体の要請に基づき営業時間や食事・アルコールの提供に関する具体的な制限が加わる場合は要請に従うこと

XXX. チケッティング

チケッティング ※下線は「超厳戒体制時」と「厳戒体制時」の相違点

※太枠が現在適用している制限

超厳戒体制時 (強い制限)	厳戒体制時 (緩和された制限)
<p>政府方針に則り2022シーズン以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>緊急事態宣言区域の場合は10,000人、もしくは50%の少ないほうを上限とする</u>2. <u>まん延防止等重点措置区域の場合は20,000人、もしくは50%の少ないほうを上限とする</u>3. <u>ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は政府や都道府県が認める上限まで可とする</u>4. <u>席割はクラブにて決定する</u>5. <u>ビジター席は原則、設置する（発売チケット数の3%を下限とする）</u>	<p>政府方針に則り2022シーズン以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>政府または都道府県が指定する安全計画の作成もと、上限は入場可能数の100%までとする。</u>2. <u>席割はクラブにて決定する</u>3. <u>原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の3%を下限とする）</u>

ト数の3%を下限とする)。	4. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、Jリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される
6. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、Jリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される	
※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る	※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る
※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める	※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める
※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする	※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする
※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールやパーテーションの設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする	※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールやパーテーションの設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする
※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売を可能とする	※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売を可能とする
※ 会場内の当日券販売の可否は、XXVIII.会場運営 10.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる	※ 会場内の当日券販売の可否は、XXVIII.会場運営 10.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる
※ 入場時の体温測定で37.5度以上の場合、また37.5度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、ワクチン・検査パッケージを導入した試合ではその条件を満たさない場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる	※ 入場時の体温測定で37.5度以上の場合、また37.5度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、ワクチン・検査パッケージを導入した試合ではその条件を満たさない場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する

る。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する

XXXI. スタジアムのゾーニング

スタジアムのゾーニング	
超厳戒体制時 (強い制限)	厳戒体制時 (緩和された制限)
<p>1. 目的</p> <p>(1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える</p> <p>(2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する</p> <p>(3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する</p> <p>2. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う</p> <p>(1) ゾーン1：競技関連</p> <ul style="list-style-type: none">ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）選手入場口選手及び審判員の更衣室 <p>(2) ゾーン2：運営・メディア関連</p> <ul style="list-style-type: none">運営諸室記者席を含むスタンド <p>(3) ゾーン3：スタジアム外縁（指定管理エリア）</p> <p>3. ゾーン毎の来場者と、来場人数</p> <p>(1) 上限人数は設けない</p> <p>(2) 「ゾーン1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする</p>	<p>1. 目的</p> <p>(1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える</p> <p>(2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する</p> <p>(3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する</p> <p>2. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う</p> <p>(1) ゾーン1：競技関連</p> <ul style="list-style-type: none">ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）選手入場口選手及び審判員の更衣室 <p>(2) ゾーン2：運営・メディア関連</p> <ul style="list-style-type: none">運営諸室記者席を含むスタンド <p>(3) ゾーン3：スタジアム外縁（指定管理エリア）</p> <p>3. ゾーン毎の来場者と、来場人数</p> <p>(1) 上限人数は設けない</p> <p>(2) 「ゾーン1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする</p>

<p>4. 来場をご遠慮いただく方</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 選手、関係者の家族(2) 選手仲介人・代理人、マネジメント(3) サプライヤー(4) 他クラブのスカウティングスタッフ	<p>4. 「ゾーン1：競技関連」へのアクセスをご遠慮いただく方</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 選手、関係者の家族(2) 選手仲介人・代理人、マネジメント(3) サプライヤー
<p>5. JFA、47FA、Jリーグ関係者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) JFAの代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出こととする(2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出こととする(3) 47FAの役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブに届け出こととする	<p>5. JFA、47FA、Jリーグ関係者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) JFAの代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出こととする(2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出こととする(3) 47FAの役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブに届け出こととする
<p>6. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 来場時刻を記録する(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する	<p>6. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 来場時刻を記録する(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXXII. 会場運営

会場運営	
超厳戒体制時 (強い制限)	厳戒体制時 (緩和された制限)
<p>1. 来場者全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none">• 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）• 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合• 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2) 握手、抱擁などは行わない</p> <p>(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）</p> <p>(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う</p> <p>2. 衛生担当者の設置</p> <p>(1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る</p> <ul style="list-style-type: none">• プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する	<p>1. 来場者全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none">• 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）• 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合• 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2) 握手、抱擁などは行わない</p> <p>(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）</p> <p>(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う</p> <p>2. 衛生担当者の設置</p> <p>(1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る</p> <ul style="list-style-type: none">• プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

<p>3. スタジアムの衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する(3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する<ul style="list-style-type: none">・ チーム到着より遅って48時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい(4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため <p>4. スタジアムへの入退場の管理（関係者）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う<ul style="list-style-type: none">・ 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は1箇所に限定し、管理を徹底している(2) 入場前に体温を測定し、37.5度以上の場合は、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする<ul style="list-style-type: none">・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する(3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする	<p>3. スタジアムの衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する(3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する<ul style="list-style-type: none">・ チーム到着より遅って48時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい(4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため <p>4. スタジアムへの入退場の管理（関係者）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う<ul style="list-style-type: none">・ 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は1箇所に限定し、管理を徹底している(2) 入場前に体温を測定し、37.5度以上の場合は、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする<ul style="list-style-type: none">・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する(3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする
--	--

<ul style="list-style-type: none">直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う <p>(5) すべての入口に手指消毒液を設置する</p>	<ul style="list-style-type: none">直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う <p>(5) すべての入口に手指消毒液を設置する</p>
<p>5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター）</p> <p>(1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ</p> <p>(2) 入場時に体温を測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする</p> <ul style="list-style-type: none">体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する入場をお断りするお客様の連絡先を把握しておく <p>(3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない</p> <p>(4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう（QRチケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証）</p> <p>(5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する</p> <p>(6) <u>お客様への配布物は禁止とする</u></p>	<p>5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター）</p> <p>(1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ</p> <p>(2) 入場時に体温を測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする</p> <ul style="list-style-type: none">体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する入場をお断りするお客様の連絡先を把握しておく <p>(3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない</p> <p>(4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう（QRチケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証）</p> <p>(5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する</p> <p>(6) <u>お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定</u></p>

	<p><u>期的に手指消毒をしたスタッフが配布する</u></p>
6. ゾーン毎の動線管理	6. ゾーン毎の動線管理
(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する	(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン1動線の独立性に留意する	(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン1動線の独立性に留意する
7. エアコン、ミストファン	7. エアコン、ミストファン
(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する	(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する
(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない	(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない
8. ゾーン毎の動線管理	8. ゾーン毎の動線管理
(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する	(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン1動線の独立性に留意する	(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン1動線の独立性に留意する
9. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用	9. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用
(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する <ul style="list-style-type: none">操作室では必ずマスクを着用する	(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する <ul style="list-style-type: none">操作室では必ずマスクを着用する
(2) Jリーグの試合実施要項【スタジアムにおける告知等】に定める事項は、通常通り実施する	(2) Jリーグの試合実施要項【スタジアムにおける告知等】に定める事項は、通常通り実施する

<p>(3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される</p>	<p>(3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される</p>
<p>10. 場内／場外売店</p> <p>(1) <u>飲料のみ（アルコールは除く）販売は</u></p> <p>(2) <u>容認される。ただし、ビン・カン・ペットボトル等既製品のみとする。</u></p> <p>(3) 販売員は、マスクを着用し、こまめに手指消毒や手洗いを行う</p> <p>(4) その他、（公社）日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの<u>業種別ガイドライン</u>や自治体の方針等に基づき適切な対策を行うこと</p>	<p>10. 場内／場外売店／チケット販売所</p> <p>(1) <u>飲食・グッズの販売・当日券販売・アルコール販売は容認されるが、「153.イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。</u> • <u>提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。</u> • <u>提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</u> <p>(2) 販売員は、マスクを着用し、こまめに手指消毒や手洗いを行う</p> <p>(3) その他、（公社）日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの<u>業種別ガイドライン</u>や自治体の方針等に基づき適切な対策を行うこと</p>
<p>11. 場内／場外イベント</p> <p>（※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む）</p> <p>(1) イベントの開催は全て禁止される</p> <p>(2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングは不可</p>	<p>11. 場内／場外イベント</p> <p>（※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む）</p> <p>(1) イベントを開催する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること</p> <p>(2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングは不可</p>

12. <u>喫煙所は設置しない</u>	12. <u>喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる</u> ・ <u>社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)に十分に配慮すること</u>
13. 退場時（ファン・サポーター向け） (1) 「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ	13. 退場時（ファン・サポーター向け） (1) 「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

XXXIII. メディア及び中継制作・送信

メディア及び中継制作・送信	
超厳戒体制時 (強い制限)	厳戒体制時 (緩和された制限)
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者の濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者の濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

<p>2. Jリーグ試合取材における必須事項</p> <p>(1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブとJリーグに申請する</p> <p>(2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内の取材を可とする</p> <p>(3) 取材活動が許可されたメディアは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。(または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う)</p> <p>(4) 受付時に検温を実施し、体温が37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。</p> <p>3. スタジアム内の対応について</p> <p>(1) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、<u>控室の使用は禁止する。</u></p> <p>(2) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。</p> <p>4. 記者席での取材活動について</p> <p>(1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、最低1席以上あけて着席す</p>	<p>2. Jリーグ試合取材における必須事項</p> <p>(1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブとJリーグに申請する</p> <p>(2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内の取材を可とする</p> <p>(3) 取材活動が許可されたメディアは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。(または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う)</p> <p>(4) 受付時に検温を実施し、体温が37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。</p> <p>3. スタジアム内の対応について (10/2より適用)</p> <p>(1) <u>控室の設置が認められる。</u> ただし、<ul style="list-style-type: none">• <u>上限の半分の人数までとする</u>• <u>必ずマスクを着用する</u>• <u>食事は不可</u></p> <p>(2) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。</p> <p>4. 記者席での取材活動について</p> <p>(1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、最低1席以上あけて</p>
---	---

<p>することとする。またJクラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。</p>	<p>着席することとする。またJクラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。</p>
<p>5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について</p> <p>(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、Jクラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ2m、最低1mあけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。</p> <p>(2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（Jリーグ及びJクラブ）のみ撮影を許可する。</p> <p>(3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。</p>	<p>5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について</p> <p>(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、Jクラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ2m、最低1mあけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。</p> <p>(2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（Jリーグ及びJクラブ）のみ撮影を許可する。</p> <p>(3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。</p>
<p>6. 試合終了後の対応について</p> <p>(1) 監督記者会見及び選手の取材は対面では行わず、WEB方式にて実施する。</p>	<p>6. 試合終了後の対応について</p> <p>(1) 監督記者会見及び選手の取材は対面では行わず、WEB方式にて実施する。</p>
<p>7. 中継制作・送信のスタッフ</p> <p>(1) Jリーグ公式及びすべてのライツホルダースタッフは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。</p> <p>(2) スタジアム入場前に検温し、37.5度以上</p>	<p>7. 中継制作・送信のスタッフ</p> <p>(1) Jリーグ公式及びすべてのライツホルダースタッフは、Jリーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。</p> <p>(2) スタジアム入場前に検温し、37.5度以上</p>

<p>上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする。</p> <p>(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。</p> <p>(4) ゾーン1のみで業務にあたるスタッフを固定する。</p>	<p>上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする。</p> <p>(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。</p> <p>(4) ゾーン1のみで業務にあたるスタッフを固定する。</p>
<p>8. 中継体制と撮影について</p> <p>(1) 感染・拡散防止策としてJリーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数及びカメラ設置場所の管理・制限をし、Jリーグ・ホームクラブは把握をする。</p> <p>(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数及びカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Jリーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所はJリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。</p> <p>(3) 原則、選手・監督から2メートル以上離れて撮影をする。</p> <p>(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影はJリーグ公式のみ可能とする。</p> <p>(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。</p>	<p>8. 中継体制と撮影について</p> <p>(1) 感染・拡散防止策としてJリーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数及びカメラ設置場所の管理・制限をし、Jリーグ・ホームクラブは把握をする。</p> <p>(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数及びカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Jリーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所はJリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。</p> <p>(3) 原則、選手・監督から2メートル以上離れて撮影をする。</p> <p>(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影はJリーグ公式のみ可能とする。</p> <p>(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。</p>



- (6) インタビューは対象者から2メートル離れて撮影をする。
- (7) インタビューはJリーグ公式のみ実施可能とする。

- (6) インタビューは対象者から2メートル離れて撮影をする。
- (7) インタビューはJリーグ公式のみ実施可能とする。

XXXIV. 来賓対応

来賓対応	
超厳戒体制時 (強い制限)	厳戒体制時 (緩和された制限)
<p>1. 来場者全員に求められること</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる<ul style="list-style-type: none">• 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）• 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合• 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合(2) 握手、抱擁などは行わない(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する(4) マスクを着用する(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う <p>2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 来場時刻を記録する(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく <p>3. ケータリング</p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>食事の提供は行わない</u>	<p>1. 来場者全員に求められること</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる<ul style="list-style-type: none">• 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）• 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合• 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合(2) 握手、抱擁などは行わない(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する(4) マスクを着用する(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う <p>2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 来場時刻を記録する(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく <p>3. ケータリング</p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>ビュッフェによる飲食の提供については、カバー等による飛沫防止、トング</u>

	<p>等の頻繁な交換、あらかじめ小分けする等の工夫や、お客様への消毒手洗いのお願い等、十分な感染防止策を施し実施する。対策が施せない場合は、ランチボックス形式で提供する。</p> <p>(2) ドリンク提供(アルコールは除く)はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する</p>
4. 貸し出し物	<p>(1) ブランケット等の貸し出しあは行わない</p>
	<p>(2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置することが望ましい。対策が施せない場合は、ペットボトル等の個包装の状態で提供する。酒類の提供可否は「153.イベント制限の考え方と手続き」に準拠する</p>
4. 貸し出し物	<p>(1) ブランケット等の防寒具の貸し出しに 関し、以下の点に留意する。</p>
5.	<p>貸し出しする、しないは、クラブが判断する</p>
6.	<p>貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する</p>
7.	<p>同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する</p>

XXXV. チーム、審判員、及び競技

チーム、審判員、及び競技	
超厳戒体制時 (強い制限)	厳戒体制時 (緩和された制限)
1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家	1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家

<p>用車で到着することは容認される。事前にJリーグに報告する</p> <p>(3) バス利用に際して、以下の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none">・ マスクを着用する・ 移動が長時間（2時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を1.5～2m開けることを、検討する・ 車内の換気に留意する。1時間に3回の換気が推奨される <p>(4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する ※確認中</p>	<p>用車で到着することは容認される。事前にJリーグに報告する</p> <p>(3) バス利用に際して、以下の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none">・ マスクを着用する・ 移動が長時間（2時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を1.5～2m開けることを、検討する・ 車内の換気に留意する。1時間に3回の換気が推奨される <p>(4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する ※確認中</p>
<p>2. 試合当日の体温測定</p> <p>(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する</p> <p>(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する</p> <p>(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する</p> <p>(4) 37.5度以上の者がいた場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は次のように処置する</p> <ul style="list-style-type: none">・ スタジアムに来場しない・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する・ 新型コロナウイルス感染症の疑い	<p>2. 試合当日の体温測定</p> <p>(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する</p> <p>(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する</p> <p>(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する</p> <p>(4) 37.5度以上の者がいた場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は次のように処置する</p> <ul style="list-style-type: none">・ スタジアムに来場しない・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する・ 新型コロナウイルス感染症の疑い

<p>症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う</p> <ul style="list-style-type: none">• 疑い症状がない場合、適切に経過観察する	<p>症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う</p> <ul style="list-style-type: none">• 疑い症状がない場合、適切に経過観察する
<p>3. チーム及び審判員全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none">• 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）• 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合• 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない</p> <p>(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）特にベンチの中やハーフターム中も不用意に外さない</p> <p>(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う</p> <p>(6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等</p> <ul style="list-style-type: none">• 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる	<p>3. チーム及び審判員全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none">• 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）• 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合• 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない</p> <p>(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）特にベンチの中やハーフターム中も不用意に外さない</p> <p>(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う</p> <p>(6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等</p> <ul style="list-style-type: none">• 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる
<p>4. 更衣室（チーム及び審判）</p>	<p>4. 更衣室（チーム及び審判）</p>

<p>(1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等） 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする <p>(2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自30～40分）</p> <p>(3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する</p> <p>(4) タオル、飲水ボトル等を共用しない</p> <p>(5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ2m、最低1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。</p> <p>参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン</p> <p>(7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ2m、最低1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の</p>	<p>(1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等） 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする <p>(2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自30～40分）</p> <p>(3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する</p> <p>(4) タオル、飲水ボトル等を共用しない</p> <p>(5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ2m、最低1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。</p> <p>参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン</p> <p>(7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ2m、最低1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意す</p>
---	--

使用も検討する	する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する
5. 選手の治療、マッサージ (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応 (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95マスクの着用は必要ではなく、サーナカルマスクで十分である	5. 選手の治療、マッサージ (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応 (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95マスクの着用は必要ではなく、サーナカルマスクで十分である
6. 競技用具、備品の消毒 (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する	6. 競技用具、備品の消毒 (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する
7. ボールパーソン、担架要員 (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする ・ 試合実施要項の【試合球】の定めに関わらず、上記の目的のために8個以上のボールを使用することは許容される	7. ボールパーソン、担架要員 (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする ・ 試合実施要項の【試合球】の定めに関わらず、上記の目的のために8個以上のボールを使用することは許容される
8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない	8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない
9. 競技規則、試合実施要項等の適用 (1) 交代選手数を5人まで認めるFIFAの	9. 競技規則、試合実施要項等の適用 (1) 交代選手数を5人まで認めるFIFAの

	<p>特別ルールを適用する</p> <p>(2)原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない</p>
<p>10. 試合開始前のウォームアップ</p> <p>(1) 室内練習場の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 換気に留意する <p>(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的距離を確保する 器具は使用のたびに消毒する 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 <p>(3) ピッチ上のウォームアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 審判員はマスクをしなくてよい 	<p>特別ルールを適用する</p> <p>(2)原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない</p> <p>(3)</p>
<p>10. 試合開始前のウォームアップ</p> <p>(1) 室内練習場の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 換気に留意する <p>(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的距離を確保する 器具は使用のたびに消毒する 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 <p>(3) ピッチ上のウォームアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 審判員はマスクをしなくてよい 	<p>10. 試合開始前のウォームアップ</p> <p>(1) 室内練習場の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 換気に留意する <p>(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的距離を確保する 器具は使用のたびに消毒する 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 <p>(3) ピッチ上のウォームアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい 審判員はマスクをしなくてよい
<p>11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック</p> <p>(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用</p>	<p>11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック</p> <p>(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用</p>
<p>12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ</p> <p>(1) <u>入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判団はそれぞれに入場する</u></p>	<p>12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ</p> <p>(1) <u>両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する</u></p>

	<p>(2) <u>ピッチ上でラインナップ</u></p> <p>(3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない</p> <p>(4) <u>握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は行わない</u></p>
	<p>(5) チームの集合写真撮影は認められる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこと</p> <p>(6) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする</p> <p>(7) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない</p>
<p>13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出</p> <p>(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される</p> <p>(2) 下記のような演出は容認される</p> <ul style="list-style-type: none">演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距	<p>13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出</p> <p>(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される</p> <p>(2) 下記のような演出は容認される</p> <ul style="list-style-type: none">演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ

<p>離（できるだけ2m、最低1m）を保つ</p> <ul style="list-style-type: none">試合前キャプテンが、マッチデースпонサーのボードをもって、写真撮影試合後のMOM表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる	<ul style="list-style-type: none">試合前キャプテンが、マッチデースпонサーのボードをもって、写真撮影試合後のMOM表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる<u>出場達成（例:200試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家族の参加は妨げない</u><u>スポンサー関係者が参加することは妨げない</u>
<p>14. チームベンチ</p> <ul style="list-style-type: none">1席空けて座る入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審及び両チームで事前に合意した場所で待機ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい不要な会話・接触は控える指笛は控える	<p>14. チームベンチ</p> <ul style="list-style-type: none">1席空けて座る入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審及び両チームで事前に合意した場所で待機ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい不要な会話・接触は控える指笛は控える
<p>15. 試合中の飲水、暑熱対策</p> <ul style="list-style-type: none">飲水ボトルの共用を避ける<ul style="list-style-type: none">たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない選手が口を付けフタをしたボトル等を	<p>15. 試合中の飲水、暑熱対策</p> <ul style="list-style-type: none">飲水ボトルの共用を避ける<ul style="list-style-type: none">たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない選手が口を付けフタをしたボトル等を

<p>クーラーボックスに戻すことは、ぜつ たいに避ける</p>	<p>クーラーボックスに戻すことは、ぜつ たいに避ける</p>
<p>16. ゴールセレブレーション (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する</p>	<p>16. ゴールセレブレーション (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する</p>
<p>17. ハーフタイム (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引 き上げ動線が混雑しないよう、予め確 認する (2) グラウンドの補修は、通常と同様に実 施される (3) ボールを消毒する</p>	<p>17. ハーフタイム (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引 き上げ動線が混雑しないよう、予め確認 する (2) グラウンドの補修は、通常と同様に実 施される (3) ボールを消毒する</p>
<p>18. 試合終了時のセレモニー (1) 両チーム及び審判団はピッチ中央に集 まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮す る (2) チームとして集まってファン・サポー ターに挨拶する等を行う場合、社会的 距離を確保すること。握手、ハイタッ チ、抱擁は行わない</p>	<p>18. 試合終了時のセレモニー (1) 両チーム及び審判団はピッチ中央に集 まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮す る (2) チームとして集まってファン・サポー ターに挨拶する等を行う場合、社会的 距離を確保すること。握手、ハイタッ チ、抱擁は行わない</p>
<p>19. ドーピングコントロール (2) J 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等 による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイス シールド、ゴム手袋を常時着用す る</p>	<p>19. ドーピングコントロール (3) J 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等 による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイス シールド、ゴム手袋を常時着用す る</p>

<ul style="list-style-type: none"> 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する 換気することが可能な場所においては、換気を行う 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する <p>※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと</p> <p>参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式WEBサイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する 換気することが可能な場所においては、換気を行う 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する <p>※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと</p> <p>参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式WEBサイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」</p>
---	---

XXXVI. ファン・サポーター

ファン・サポーター	
<p>超厳戒体制時 (強い制限)</p> <p>※ステージIVを目安とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ファン・サポーターへの事前のご案内 <ol style="list-style-type: none"> (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください <ul style="list-style-type: none"> 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場 	<p>厳戒体制時 (緩和された制限)</p> <p>※ステージIIIを目安とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ファン・サポーターへの事前のご案内 <ol style="list-style-type: none"> (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください <ul style="list-style-type: none"> 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場

<p>合</p> <p>(2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください</p> <p>(3) スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）の確保、咳工チケットに十分配慮ください</p> <p>(4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください</p> <p>(5) スタジアムでは、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保するようにしてください（入退場時、トイレの列など）</p> <p>(6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようしてください</p> <p>(7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等）</p> <p>(8) <u>移動することによる感染拡大リスクを鑑み、超厳戒体制期間においてアウェイゲームの観戦はお控えください。それに伴いビジター席の設置はございません。</u></p> <p>(9) <u>アウェイチームのユニフォーム・グッズを着用しての入場・観戦はできませんので、あらかじめご了承ください</u></p> <p>(10) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確</p>	<p>合</p> <p>(2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5度以上の場合、または37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください</p> <p>(3) スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）の確保、咳工チケットに十分配慮ください</p> <p>(4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください</p> <p>(5) スタジアムでは、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保するようにしてください（入退場時、トイレの列など）</p> <p>(6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようしてください</p> <p>(7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等）</p> <p>(8) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p>
--	---

<p>保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください</p>	<p>ことはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください</p>
<p>2. 応援スタイルについて</p> <p><u>厚生労働省の HP</u> では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染 ・接触感染 <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力を願いいたします。</p>	<p>2. 応援スタイルについて</p> <p><u>厚生労働省の HP</u> では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染 ・接触感染 <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力を願いいたします。</p>
<p>(1) <u>容認される行為</u>は以下の通りです</p> <p>容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 10/17 以降、太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む <p>以下の2項目は 2021年11月13日（土）より適用</p>	<p>(1) <u>容認される行為</u>は以下の通りです</p> <p>容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む <p>以下の2項目は 2021年11月13日（土）より適用</p>



<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大旗を含むフラッグの掲出、旗を振る行為</u> ※ <u>ただし、観客がいる複数の座席を覆う形での掲出は当面不可とする</u> ・ <u>タオルマフラーを振る、もしくは回す</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大旗を含むフラッグの掲出、旗を振る行為</u> ※ <u>ただし、観客がいる複数の座席を覆う形での掲出は当面不可とする</u> ・ <u>タオルマフラーを振る、もしくは回す</u>
<p>なお適用にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う 	<p>なお適用にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う
<p>(2) <u>禁止される行為</u>は以下の通りです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声を出す応援 (禁止理由：飛沫感染につながるため) 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 (禁止理由：接触感染につながるため) 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 (禁止理由：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため) 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される 	<p>(2) <u>禁止される行為</u>は以下の通りです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声を出す応援 (禁止理由：飛沫感染につながるため) 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 (禁止理由：接触感染につながるため) 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 (禁止理由：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため) 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

XXXVII. 試合会場の設営、撤去

試合会場の設営、撤去

超厳戒体制時
(強い制限)

厳戒体制時
(緩和された制限)

<p>1. 参加者全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2) 握手、抱擁などは行わない</p> <p>(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(4) マスクを着用する</p> <p>(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う</p>	<p>1. 参加者全員に求められること</p> <p>(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2) 握手、抱擁などは行わない</p> <p>(3) 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する</p> <p>(4) マスクを着用する</p> <p>(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う</p>
<p>2. 衛生担当者</p> <p>(1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする</p>	<p>2. 衛生担当者</p> <p>(1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする</p>
<p>3. 試合日以外に設営作業を行う場合</p> <p>(1) 作業開始前に体温を測定する</p> <p>(2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておこう <p>(3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する</p>	<p>3. 試合日以外に設営作業を行う場合</p> <p>(1) 作業開始前に体温を測定する</p> <p>(2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておこう <p>(3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する</p>

<ul style="list-style-type: none">直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい <p>(4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する</p> <p>4. 撤収作業</p> <p>(1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する</p> <ul style="list-style-type: none">感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく	<ul style="list-style-type: none">直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい <p>(4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する</p> <p>4. 撤収作業</p> <p>(1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する</p> <ul style="list-style-type: none">感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
--	--

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 付属文書

XXXVIII. 行動記録の例

- ・ リスク行動をあぶり出すこと、ふだんからクラブが記録を管理することを重視
- ・ 陽性、濃厚接触といった事案が生じた場合、「誰と」「どこへ」など追加の確認が必要
- ・ 体調と行動について入力はすべてプルダウンから選択する標準フォームを準備している。

イメージ

項目	記入例	8/31 月	9/1 火	9/2 水	9/3 木	9/4 金
体温：起床時	35℃台	36℃台	37.0～ 37.4℃	37.5℃～ 37.9℃	38℃台	39℃以上
体温：就寝時	35℃台	36℃台	37.0～ 37.4℃	37.5℃～ 37.9℃	38℃台	39℃以上
体調：せき	ない	ある	ひどい			
体調：喉の痛み、違和感	ない	ある	ひどい			
体調：頭痛	ない	ある	ひどい			
体調：身体のだるさ	ない	ある	ひどい			
体調：味や匂いの異常	ない	ある	ひどい			
体調：家族・同居人の症状	ない	ある	ひどい			
朝食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
昼食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
夕食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
家族・同居人以外とのマスクなし会話	ない	ある(15分以内)	ある(15分以上)			
試合、チームTR、食事以外の外出	ない	散歩、ランニング、近所の買い物	ジム、温浴施設、マッサージ、知人・友人宅、その他			
県境を越えての移動	ない	クラブの遠征	私用、その他			

XXXIX. 感染症法

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、**新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えて**いる。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等**に対す

るいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の**人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがない**ようにならなければならない。**

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表**しなければならない。**

2 前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報の保護に留意**しなければならない。

参考資料

- ・ [『HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう』、政府広報オンライン](#)
- ・ [『新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について（お願い）』、2020年2月13日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会](#)
- ・ [『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』「\[新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～\]\(#\)」、2020年3月26日、日本赤十字社](#)

[本文に戻る](#)

[本文に戻る](#)

- ・ ご本人が陽性と判定されたとき、濃厚接触が疑われるときなど、1～2週間を遡っての行動記

録が非常に重要です。

- 濃厚接触の対象者を素早く、適切に判断できることで、チーム内での感染連鎖を防ぐことが出来ます。
- とくに記録して頂きたいこと
 - 人が密集している密閉空間にいたこと。または人と密接する密閉空間にいたこと
 - 人込みに出かけたこと
 - 密接な距離で一定時間、食事や会話を行ったこと
 - 感染流行地へ旅行、または滞在したこと
- 記入例
 - クラブ名：本郷 FC
 - 氏名：蹴球 太郎
 - 記入日：3月 10 日（火）
 - 主な行動
 - 7:00 起床
 - 7:30 朝食。自宅で家族と
 - 車で移動（菅山と）
 - 9:30～12:00 自主トレ。梅里グラウンド。チームメート 5 人と（菅山、久保山、黒川、立谷、東雲）
 - 13:00 昼食。久保山、黒川と。店、がらがら
 - 車で帰宅（ひとり）
 - 電車で移動
 - 17:00 カフェ。赤影、釜崎と。ややコミ
 - 19:00～22:00 打ち上げ会。狭い満員の中華屋で、飲食。飲酒あり。都井、岬、成田、藤野、桧山、米子、勝峰など約 20 人
 - 電車で帰宅
 - 24:00 就寝

[本文に戻る](#)

バージョン管理

1. 2020 年 5 月 14 日 第 1 版として公開
2. 修正：2020 年 5 月 23 日 政府の 5/14 の方針等を反映
3. 修正：2020 年 5 月 24 日 政府の 5/21 の方針等を反映
4. 修正：2020 年 5 月 27 日 プロトコル 3、4、5 の案をクラブに提示

5. 修正: 2020年6月8日 新プロトコル3として「Jクラブの活動段階と統一検査」を付加
6. 2020年6月9日 合同実行委員会にて合意
7. 2020年6月12日 第2版として公開
8. 修正: 2020年6月12日 文科省、専門家チーム・地域アドバイザー等の指摘を反映
9. 修正: 2020年6月21日: 公式検査に関する記述を大幅加筆
10. 修正: 2020年6月23日: 理事会決議事項の反映（競技規則、試合実施要項等の適用等）
11. 2020年6月26日 第3版として公開
12. 2020年7月1日: プロトコル7 有観客試合における適用時期の見直しを反映
13. 2020年7月16日: 各種プロトコルの改定を反映
 - プロトコル2 公式検査の導入に伴い情報開示ガイドラインを一部加筆
 - プロトコル3 最新実務に即して公式検査ガイドラインを加筆
 - プロトコル3・4 チームトレーニングの再開フェーズに「交流期」を追加
 - プロトコル5 チームの移動・宿泊 「食事」一部加筆
 - プロトコル7 有観客試合における出店制限の緩和について加筆
14. 2020年7月16日 第4版として公開
15. 2020年7月20日 プロトコル7、適用時期の変更（8/10までは、チケッティング、ファン・サポーターのガイドラインは「超厳戒体制」の適用を継続する）
16. 2020年7月20日 第5版として公開
17. 2020年7月27日 第6版として公開

政府方針を受けて「イベント開催制限の段階的緩和の目安」更新
 プロコトル7 政府方針の変更を受け8/31まで現行の適用を継続、
 関連ガイドラインの更新（8/11付9/6まで適用延伸をプレスリリース）
18. 2020年8月25日 第7版として公開

プロトコル5 移動中の食事の留意点を追加
 プロトコル6・7 ドーピングコントロールに関するガイドラインを追加
 プロトコル7 政府方針の変更を受け9/30まで現行の適用を継続
 メディア運営上の変更を反映、応援スタイルの一部改定
19. 2020年9月15日 第8版として公開

プロトコル1 コロナウイルスの最新情報を反映のうえ、より実践的な内容へ全面改定
20. 2020年9月17日 第9版として公開

入場制限の緩和の前提となる感染対策をより具体化（入退場時等の密の回避策、ほか）
21. 2020年9月24日 第10版として公開

プロコトル1	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性判定後の復帰（特例措置なし）
プロコトル3	<ul style="list-style-type: none"> ・政府通達【別紙3】の更新 ・段階的な来場緩和のステップを追記
プロコトル4	<ul style="list-style-type: none"> ・交流期のチームトレーニングのガイドラインを9/24より適用
プロコトル7	<ul style="list-style-type: none"> ・（制限の考え方）9/30より全カテゴリー厳戒体制に移行、段階的な来場緩和ステップを追記 ・（チケッティング）段階的な緩和ステップを反映 ・（会場運営・来賓対応）アルコール提供は別途協議 ・（メディア及び中継制作・送信）10/2以降、控室、記者席の間隔を改定 ・（チーム、審判員、及び競技）試合中のマスク着用に関する追記
22. 修正: 2020年10月6日: 実行委員会

プロコトル7	<ul style="list-style-type: none"> ・（ファン・サポーター）
	10/17より太鼓の使用を禁止行為から除外（主管クラブがルールの適用を決定）

23. 修正：2020年10月20日：臨時実行委員会

プロコトル 4・5・7	・選手の温浴・サウナの利用に関する追記
プロトコル5	・（チームの移動・宿泊）シーズン前のキャンプに関する追記
プロコトル7	・（ファン・サポーター、来賓）10/30よりアルコール提供を禁止事項から除外
プロコトル7	・（来賓）防寒具の貸し出しの留意事項の追記
	・

24. 修正：2020年11月2日：臨時実行委員会

プロコトル7	・（チーム、審判員、及び競技）集合写真の配列
プロコトル7	・（来賓）防寒具の貸し出しの留意事項の追記

25. 修正：2020年11月17日：理事会

プロコトル1	・参考情報として感染リスクが高まる5つの場面を追加
プロコトル3	・政府方針の更新
プロコトル3	・（入場制限）同一グループの着席に関する留意事項を追記

26. 修正：2020年12月15日：理事会

プロトコル1	・ビジターチームの対応フローを追記
プロコトル3	・政府通達の反映（ステージの考え方）
	・陽性からの復帰時の定量抗原検査の部分的導入
	・国外競技会への出場に関する留意事項を追記
	・シーズン始動前の検査等の留意点を追記

27. 修正：2021年1月25日：第1回臨時実行委員会

プロコトル3	・緊急事態宣言発出に伴うイベント開催制限
	・シーズン始動時の留意点

28. 修正：2021年2月8日：第2回定期実行委員会

プロトコル3	・政府通達の更新
	・緊急事態宣言発出に伴うイベント開催制限の反映
	・シーズン始動時の留意点の更新
プロトコル6	・VARの導入、飲水タイムの一部運用変更を反映
	・退場時間の記録の廃止
プロトコル7	・制限の考え方の更新（緊急事態宣言の延伸を受けて）
	・VARの導入、飲水タイムの一部運用変更を反映
	・退場時間の記録の廃止
	・超厳戒体制下で座席間隔を1mから1席へ変更（政府方針の反映）
	・厳戒体制下で入場セレモニーの一部緩和

29. 修正：2021年3月8日：実行委員会

プロトコル3	公式検査の運用の一部改定
プロトコル3 プロトコル7	令和3年2月26日付および同3月5日付の政府方針の更新に伴う、来場制限と段階的な制限緩和のステップに関する改定。主に経過措置の追加、段階的緩和ステップの改定、一都三県の緊急事態宣言延長への対応

30. 修正：2021年3月22日：実行委員会

プロトコル3	新規外国籍選手等の入国に関する手続き
プロトコル3 プロトコル7	令和3年2月26日付および同3月19日付の政府方針の更新に伴う来場制限と段階的な制限緩和のステップに関する改定。主に1都3県に対する、緊急事態宣言解除後の経過措置への移行に関する追加。

31. 修正：2021年4月6日：実行委員会

プロトコル1	現状に照らしクラスター認定を受けた場合のリスクや一般的な対応を更新
プロトコル3	参考資料 各検査の特徴 「新型コロナウイルス感染症 病原体への指針より（厚生労働省）」の更新 上限拡大の前提となる感染防止策の追記（直行直帰の呼びかけ、混雑状況に応じた適切な呼びかけ、地元商店会等とのコロナ対策の実施）
プロトコル3 プロトコル7	令和3年4月1日付の政府方針の更新に伴う まん延防止等重点措置に伴う運営方針を追加

32. 修正：2021年4月6日：実行委員会

プロトコル1	スクリーニング検査に関する追記
プロトコル3	オンライン検査の追加 令和3年4月16日付政府事務連絡をリンクに追加（ガイドライン自体の変更なし）

33. 修正：2021年4月27日：理事会

プロトコル3	オンライン検査の実施基準に関する表記の一部を改定
プロトコル6	リモーマッチ（無観客での開催）におけるガイドラインの一部を改定
プロトコル3	令和3年4月23日付の政府事務連絡の反映、ならびに緊急事態宣言対象区域での試合開催に伴う運営方針を改定
プロトコル7	

34. 修正：2021年5月11日：実行委員会

プロトコル3 プロトコル7	令和3年5月7日付の政府事務連絡の反映、ならびに緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置区域での試合開催に伴う運営方針を改定
------------------	---

35. 修正：2021年6月7日：合同実行委員会

プロトコル3 プロトコル7	令和3年5月28日付の政府事務連絡の反映（6月20日までの現行方針の継続）
プロトコル3	国際試合への参加に関する出入国、新規外国籍選手等の入国、待機措置
プロトコル5	宿泊施設、マッサージルームでのマスク、手指衛生の対応を補足

36. 修正：2021年6月21日：実行委員会

プロトコル1	同居人が体調不良となった場合の対応
プロトコル3 プロトコル7	令和3年6月18日付の政府事務連絡の反映（ステップ3「経過措置」の再導入）

37. 修正：2021年7月6日：実行委員会

プロトコル3 プロトコル7	オンライン検査の発動基準（ワクチン接種後の副反応が出た場合の基準の追加） 券売期間の見直し（1カ月前からへ変更。但し自治体の要請が優先される）
------------------	--

38. 修正：2021年9月7日：実行委員会

プロトコル1	・ 「診療の手引き」更新の反映 ・ デルタ株に関する参考情報の追加 ・ サッカー選手の基本的な感染防止対策として不織布製マスクの推奨 ・ マスクの種類に関する参考情報の追加 ・ 暫定的な濃厚接触疑い者の基準の見直し
プロトコル7	段階的な緩和手続きの見直し

34. 修正：2021年9月21日：実行委員会

プロトコル1	重要事象報告の運用の一部見直し
プロトコル7	販売員の手袋の必着の廃止、手指衛生に関する表記の追記

35. 修正：2021年10月4日：実行委員会

プロトコル1	保健所による濃厚接触者の特定がない場合の対応
プロトコル3 プロトコル7	10月以降の対応方針（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の全域解除に伴う） 制限緩和に向けたワクチン・検査パッケージを活用した技術実証の導入

33. 修正：2021年11月1日：実行委員会

プロトコル3 プロトコル7	令和3年10月29日付の政府事務連絡の反映 11月以降の有観客試合の対応方針（経過措置の全域解除）
プロトコル7	来賓対応（厳戒体制）：食事提供に関する改定

34. 修正：2021年11月5日：チエアマン決議（11/1 実行委員会、11/4 契約担当者会議を経て決定）

プロトコル7	ファン・サポーター対応（厳戒体制）：応援スタイルの制限の見直し
--------	---------------------------------

35. 修正：2021年11月29日：実行委員会

プロトコル1	サッカー選手の基本的感染対策 ・基本的対処方針の改定に伴う、県外移動時の留意点の見直し ・飲食店を利用する場合の認証店の利用の推奨
プロトコル7	チケッティングプロトコルの見直し（2022シーズンより適用）